

第92回 定時株主総会 招集御通知

開催日時

平成28年 6 月24日(金曜日)午前10時

開催場所

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
ホテルニューオータニ 鶴の間
(ザ・メイン宴会場階(本館 1 階))

本年より、当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第92回定時株主総会招集御通知	1
■ 株主総会参考書類	
第 1 号議案 第91期(平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで) 期末の剰余金配当の件	4
第 2 号議案 取締役14名選任の件	5
第 3 号議案 監査役 3 名選任の件	13
第 4 号議案 当社株式の大量買付けに関する適正ルール(株主共同の利益の確保・向上のための買収防衛策) 承認の件	15
■ 事業報告	
1. 当社グループの現況に関する事項 (御参考 1) 2017年中期経営計画の進捗 (御参考 2) 日新製鋼株の子会社化等に関する契約の締結について	32 39 40
2. 株式及び新株予約権等に関する事項	53
3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	54
4. 会社役員に関する事項	55
5. 会計監査人に関する事項	59
6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要	60
7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項	65
■ 連結計算書類	67
(御参考 1) 連結キャッシュ・フロー計算書	68
(御参考 2) セグメント情報	69
■ 計算書類	70
■ 監査報告書	71



証券コード5401
平成28年6月2日

議決権御所有の株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
新日鐵住金株式会社
代表取締役社長 進藤 孝生

第92回定時株主総会招集御通知

拝啓 平素は格別の御支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、来る6月24日（金曜日）午前10時から、東京都千代田区紀尾井町4番1号ホテルニューオータニ鶴の間（ザ・メイン宴会場階（本館1階））において、下記事項を目的として、第92回定時株主総会を開催致しますので、御出席くださいますよう御案内申しあげます。

なお、当日御出席願えない場合には、お手数ながら、後記株主総会参考書類を御検討いただき、以下のいずれかの方法によって議決権を御行使くださいますようお願い申しあげます。重複して議決権を御行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱い致します。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否を御表示のうえ、6月23日（木曜日）午後5時までに到着するよう御送付ください。

【電磁的方法による議決権行使の場合】

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）を通じて6月23日（木曜日）午後5時までに御行使ください。なお、機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを御利用いただけます。

敬 具

株主総会の目的事項

報告事項	第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第1号議案	第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）期末の剰余金配当の件
第2号議案	取締役14名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	当社株式の大量買付けに関する適正ルール（株主共同の利益の確保・向上のための買収防衛策）承認の件

以 上

1. 開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
2. 当日御出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付に御提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を御行使される場合は、代理人は株主様御本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付に御提出ください。なお、代理人は議決権を行使することができる他の株主様1名とさせていただきます。
3. インターネットにより議決権を御行使される際には、3頁の「インターネットによる議決権行使について」をお読みください。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nssmc.com/>）に掲載させていただきます。
5. 以下の事項につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nssmc.com/>）に掲載し、御提供致しております。
 - ・事業報告のうち「会社役員に関する事項」の「本年4月1日以降の体制」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

本年より、当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

当日御出席願えない場合には、インターネットによって議決権を御行使いただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)を御利用いただくことによってのみ可能です。

御利用に際しては、次に記載する内容を御一読いただき、御確認のうえ御利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

議決権行使ウェブサイト

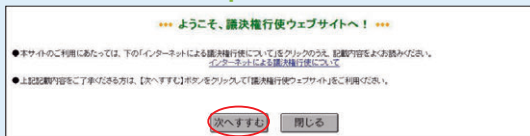
ウェブこうし

<http://www.web54.net>

インターネットによる
議決権行使期限
平成28年6月23日(木)
午後5時まで

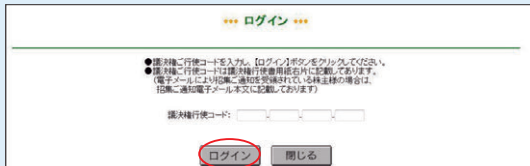
アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセス



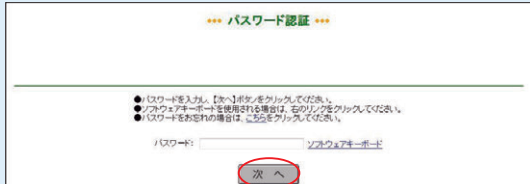
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使書コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否を御入力ください。

● 議決権行使のお取扱い

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。

● パスワードのお取扱い

1. パスワードは、議決権行使される方が御本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで大切に管理してください。パスワードのお電話等による御照会にはお答えできません。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

● システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトを御利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

1. 画面の解像度が、横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
2. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (1) Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2 以降
 - (2) Adobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0 以降、又は Adobe® Reader® Ver. 6.0 以降
3. インターネットを御利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様の御負担となります。
4. 携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、御了承ください。

● パソコン等の操作方法に関するお問合せ

インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が御不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
期末の剰余金配当の件

当期の期末の剰余金配当につきましては、51頁に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に従い、次のとおりとさせていただきます。存じます。

1 配当財産の種類
金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	15円
総額	13,554,125,910円

3 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月27日(月曜日)

第2号議案 取締役14名選任の件

現在の取締役14名全員は、第92回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任を願うものであり、取締役候補者は次のとおりです。

なお、大塚陸毅氏及び藤崎一郎氏は、社外取締役候補者です。



所有する当社株式の数
35,893株

候補者
番号 **1** ^{むねおか} 宗岡 ^{しょうじ} 正二

生年月日 昭和21年5月3日

略歴及び地位

昭和45年4月 新日本製鐵(株)入社
平成11年6月 同社取締役秘書部長
平成15年4月 同社常務取締役薄板事業部長
平成17年4月 同社代表取締役副社長

平成20年4月 同社代表取締役社長
平成24年10月 当社代表取締役会長 兼 CEO
平成26年4月 当社代表取締役会長

現在に至る



所有する当社株式の数
21,718株

候補者
番号 **2** ^{しんどう} 進藤 ^{こうせい} 孝生

生年月日 昭和24年9月14日

略歴及び地位

昭和48年4月 新日本製鐵(株)入社
平成17年6月 同社取締役経営企画部長
平成18年6月 同社執行役員経営企画部長
平成19年4月 同社執行役員総務部長
平成21年4月 同社副社長執行役員

平成21年6月 同社代表取締役副社長
平成24年10月 当社代表取締役副社長
平成26年4月 当社代表取締役社長

現在に至る

(重要な兼職の状況)

一般社団法人日本鉄鋼連盟 会長



所有する当社株式の数
11,405株

候補者番号 3 さくま そういちろう 佐久間 総一郎

生年月日 昭和31年2月15日

略歴及び地位

昭和53年4月	新日本製鐵(株)入社	平成24年6月	同社常務取締役
平成16年4月	同社総務部部长	平成24年10月	当社常務取締役
平成21年4月	同社執行役員	平成26年4月	当社代表取締役副社長
平成24年4月	同社常務執行役員		現在に至る

(担当)

総務、法務、内部統制・監査、業務プロセス改革推進、人事労政、環境担当

(重要な兼職の状況)

公益財団法人新日鉄住金文化財団 代表理事



所有する当社株式の数
8,767株

候補者番号 4 さえき やすみつ 佐伯 康光

生年月日 昭和30年5月8日

略歴及び地位

昭和54年4月	新日本製鐵(株)入社	平成25年4月	当社常務取締役薄板事業部長、上海宝山冷延・CGLプロジェクトリーダー、インドC.A.P.L.プロジェクトリーダー
平成22年7月	同社執行役員薄板事業部副事業部長、棒線事業部長、インドC.A.P.L.プロジェクト班副班長	平成27年7月	当社常務取締役薄板事業部長、グローバル事業推進本部上海宝山冷延・CGLプロジェクトリーダー、グローバル事業推進本部インドC.A.P.L.プロジェクトリーダー
平成24年6月	同社常務取締役薄板事業部長、棒線事業部長、鋼管事業部長、インドC.A.P.L.プロジェクト班長	平成28年4月	当社代表取締役副社長
平成24年10月	当社常務取締役薄板事業部長、棒線事業部長、インドC.A.P.L.プロジェクトリーダー		現在に至る

(担当)

営業総括、物流、プロジェクト開発、機材調達、各品種事業、支社・各支店担当
各海外事務所(現地法人を含む)に関する事項につき、橋本副社長執行役員に協力

(重要な兼職の状況)

宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司 董事長



所有する当社株式の数
24,212株

候補者
番号

5

ふじの
藤野 伸司

生年月日 昭和30年7月29日

新任

略歴及び地位

昭和56年4月	新日本製鐵(株)入社	平成26年6月	当社常務取締役
平成23年4月	同社執行役員君津製鐵所長	平成26年11月	当社常務取締役名古屋製鐵所長
平成24年10月	当社執行役員君津製鐵所長	平成27年6月	当社常務執行役員名古屋製鐵所長
平成25年4月	当社常務執行役員君津製鐵所長	平成28年4月	当社副社長執行役員
平成26年4月	当社常務執行役員		現在に至る

(担当)

知的財産、安全推進、防災推進、技術総括、品質保証、設備・保全技術、製鉄技術、製鋼技術、エネルギー技術、スラグ・セメント事業推進担当
環境に関する事項につき、佐久間副社長に協力



所有する当社株式の数
2,411株

候補者
番号

6

はしもと
橋本 英二

生年月日 昭和30年12月7日

新任

略歴及び地位

昭和54年4月	新日本製鐵(株)入社	平成27年7月	当社常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長、グローバル事業推進本部ウジミナスプロジェクトリーダー
平成21年4月	同社執行役員厚板事業部長、建材事業部長	平成28年4月	当社副社長執行役員グローバル事業推進本部長
平成23年4月	同社執行役員		現在に至る
平成24年10月	当社執行役員		
平成25年4月	当社常務執行役員		

(担当)

グローバル事業推進本部長
各海外事務所(現地法人を含む)担当



所有する当社株式の数
9,187株

候補者
番号

7

た か は し
けん じ
高橋 健二

生年月日 昭和30年7月1日

新任

略歴及び地位

昭和56年4月	住友金属工業(株)入社	平成25年4月	当社常務執行役員技術開発本部鉄鋼研究所副所長
平成22年4月	同社常務執行役員	平成26年4月	当社常務執行役員鹿島製鐵所長
平成24年6月	同社常務執行役員技術・品質総括部長	平成28年4月	当社副社長執行役員技術開発本部長
平成24年10月	当社執行役員技術開発本部鉄鋼研究所副所長		

現在に至る

(担当)

技術開発本部長

(重要な兼職の状況)

一般社団法人日本鉄鋼協会 副会長



所有する当社株式の数
2,273株

候補者
番号

8

さ か え
とし は る
榮 敏治

生年月日 昭和31年1月25日

新任

略歴及び地位

昭和55年4月	新日本製鐵(株)入社	平成27年7月	当社常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長
平成23年4月	同社執行役員原料第二部長	平成28年4月	当社副社長執行役員
平成24年10月	当社執行役員原料第二部長		
平成26年4月	当社常務執行役員		

現在に至る

(担当)

経営企画、関係会社、財務、原料担当

(重要な兼職の状況)

東アジア連合鋼鐵(株) 代表取締役社長



所有する当社株式の数
8,231株

候補者
番号 **9** いわい りつや
岩井 律哉

生年月日 昭和31年9月16日

略歴及び地位

昭和56年4月	住友金属工業㈱入社	平成26年4月	当社常務執行役員鋼管事業部長
平成22年4月	同社常務執行役員	平成26年6月	当社常務取締役鋼管事業部長
平成24年4月	同社常務執行役員鋼管カンパニー特殊管事業所長	平成27年7月	当社常務取締役鋼管事業部長、グローバル事業推進本部VSBプロジェクトリーダー
平成24年10月	当社執行役員鋼管事業部尼崎製造所長		現在に至る
平成25年4月	当社常務執行役員鋼管事業部尼崎製造所長		

(担当)

鋼管事業部長、グローバル事業推進本部VSBプロジェクトリーダー

(重要な兼職の状況)

日鉄住金鋼管㈱ 取締役



所有する当社株式の数
6,345株

候補者
番号 **10** なかた まち
仲田 摩智

生年月日 昭和31年5月19日

略歴及び地位

昭和56年4月	住友金属工業㈱入社	平成24年10月	当社執行役員交通産機品事業部製鋼所長
平成23年4月	同社常務執行役員交通産機品カンパニー製鋼所長、チタン事業本部副本部長	平成26年4月	当社常務執行役員交通産機品事業部製鋼所長
平成24年1月	同社常務執行役員交通産機品カンパニー製鋼所長、ステンレス・チタン事業本部副本部長	平成27年4月	当社常務執行役員交通産機品事業部長
		平成27年6月	当社常務取締役交通産機品事業部長

現在に至る

(担当)

交通産機品事業部長

(重要な兼職の状況)

一般社団法人日本鋳鍛鋼会 会長



所有する当社株式の数
13,529株

候補者番号 **11** ^{たにもと}谷本 ^{しんじ}進治

生年月日 昭和32年5月24日

略歴及び地位

昭和57年4月	新日本製鐵(株)入社	平成27年4月	当社常務執行役員設備・保全技術センター所長
平成23年4月	同社執行役員八幡製鐵所長		
平成24年10月	当社執行役員八幡製鐵所長	平成27年6月	当社常務取締役設備・保全技術センター所長
平成25年4月	当社常務執行役員八幡製鐵所長		

現在に至る

(担当)

設備・保全技術センター所長
知的財産、安全推進、防災推進、技術総括、品質保証、製鉄技術、製鋼技術、エネルギー技術、スラグ・セメント事業推進に関する事項管掌
各品種事業に関する事項につき、佐伯副社長を補佐

(重要な兼職の状況)

日鉄住金テックスエンジニア(株) 取締役



所有する当社株式の数
5,058株

候補者番号 **12** ^{なかむら}中村 ^{しんいち}真一

生年月日 昭和34年2月15日

新任

略歴及び地位

昭和57年4月	新日本製鐵(株)入社	平成28年4月	当社常務執行役員薄板事業部長、グローバル事業推進本部上海宝山冷延・CGLプロジェクトリーダー、グローバル事業推進本部インドC.A.P.L.プロジェクトリーダー
平成21年4月	同社薄板事業部自動車鋼板営業部長		
平成24年10月	当社薄板事業部自動車鋼板営業部長		
平成25年4月	当社執行役員建材事業部長		

現在に至る

(担当)

薄板事業部長、グローバル事業推進本部上海宝山冷延・CGLプロジェクトリーダー、グローバル事業推進本部インドC.A.P.L.プロジェクトリーダー
営業総括、物流に関する事項管掌

(重要な兼職の状況)

日鐵住金建材(株) 取締役
日鐵住金鋼板(株) 取締役
宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司 董事



所有する当社株式の数
2,826株

取締役会への出席状況
(平成27年度)
93% (13回/14回)

候補者
番号

13

おおつか むつたけ
大塚 陸毅

生年月日 昭和18年1月5日

社外
役員

独立
役員

略歴及び地位

昭和40年4月	日本国有鉄道入社	平成12年6月	同社代表取締役社長	
平成2年6月	東日本旅客鉄道(株)取締役人事部長	平成18年4月	同社取締役会長	
		平成24年4月	同社相談役	
平成4年6月	同社常務取締役人事部長			現在に至る
平成6年1月	同社常務取締役	平成26年6月	当社取締役(社外取締役)	
平成8年6月	同社常務取締役総合企画本部副本部長			現在に至る
平成9年6月	同社代表取締役副社長総合企画本部長			

(重要な兼職の状況)

電源開発(株) 社外監査役

JXホールディングス(株) 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していること、また、平成26年6月25日開催の第90回定時株主総会において取締役に選任されて以降、当社において社外取締役として適切な活動・発言を行ってきていること等から適任であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) ① 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年です。

② 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

③ 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。

④ 同氏は、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道(株)の相談役(非業務執行者)であり、過去に同社の業務執行者を務めておりましたが、同社は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社の連結売上高に占める同社との取引額は1%未満です。



候補者
番号 **14** ふじさき いちろう
藤崎 一郎

生年月日 昭和22年7月10日

社外
役員

独立
役員

略歴及び地位

昭和44年4月	外務省入省	平成24年11月	退官
平成11年8月	外務省北米局長	平成25年1月	上智大学 特別招聘教授及び国際戦略顧問
平成14年9月	外務審議官		
平成17年1月	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使		現在に至る
平成20年4月	駐米国特命全権大使	平成26年6月	当社取締役(社外取締役)
			現在に至る

所有する当社株式の数
3,481株

取締役会への出席状況
(平成27年度)
100%(14回/14回)

(重要な兼職の状況)

伊藤忠商事(株) 社外取締役
一般社団法人日米協会 会長

● 社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、外務省において培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い識見や特命全権大使その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していること、また、平成26年6月25日開催の第90回定時株主総会において取締役に選任されて以降、当社において社外取締役として適切な活動・発言を行ってきていること等から適任であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年です。
- ② 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。
- ③ 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。
- ④ 同氏は、当社が法人会員として会費を納入している一般社団法人日米協会の会長ですが、同協会は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社が同協会に納入している会費の金額は僅少(年間18万円)です。

第3号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役のうち、末続博友氏、湊裕彦氏及び阿部紘武氏は、第92回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任を願うものであり、監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、東誠一郎氏は、社外監査役候補者です。



所有する当社株式の数
10,760株

候補者
番号

1

よし え あつ ひ こ
吉江 淳彦

生年月日 昭和30年5月1日

新任

略歴

昭和55年4月	新日本製鐵(株)入社	平成24年10月	当社常務執行役員技術開発本部鉄鋼研究所長
平成23年4月	同社執行役員技術開発本部鉄鋼研究所長	平成28年4月	当社執行役員社長付
平成24年4月	同社常務執行役員技術開発本部鉄鋼研究所長		現在に至る

(注) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定です。



所有する当社株式の数
2,047株

候補者
番号

2

つり べ ま さ と
釣部 正人

生年月日 昭和33年10月14日

新任

略歴

昭和57年4月	新日本製鐵(株)入社	平成26年4月	当社参与内部統制・監査部長
平成20年7月	同社総務部コーポレートリスクマネジメント部長	平成28年4月	当社参与
平成24年10月	当社内部統制・監査部長		現在に至る

(注) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定です。



所有する当社株式の数
0株

候補者
番号

3

あづま せい い ち ろ う
東 誠一郎

生年月日 昭和26年7月23日

新任

社外
役員

独立
役員

略歴

昭和50年12月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所	平成21年6月	有限責任監査法人トーマツパートナー、経営会議メンバー兼関西ブロック本部長
平成3年7月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)パートナー	平成25年11月	同監査法人パートナー、経営会議議長
平成19年6月	同監査法人パートナー、経営会議メンバー兼関西ブロック本部長	平成27年11月	同監査法人パートナー

現在に至る
なお、同氏は平成28年6月23日付で同監査法人を退職する予定です。

● 社外監査役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業会計に精通している公認会計士としての高い識見や豊富な経験等から適任であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定です。
- ② 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員の候補者として届け出ております。
- ③ 同氏は、当社が出向者1名を受け入れていた有限責任監査法人トーマツのパートナーですが、同監査法人は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社の販売費及び一般管理費に占める同監査法人への支払額は1%未満です。

第4号議案 当社株式の大量買付けに関する適正ルール（株主共同の利益の確保・向上のための買収防衛策）承認の件

当社は、株主共同の利益の確保・向上を目的に、『株式の大量買付けに関する適正ルール』（以下、「適正ルール」といいます。）を平成18年3月に取締役会決議をもって導入し、その後、数度の改定・更新を経て現在に至っておりますが、適正ルール導入から10年が経過したこと等を踏まえ、改めて適正ルールの必要性を確認するとともに、その信頼性・法的安定性を一層高めることができるよう、その導入・更新等について事前に株主の皆様の賛同を必要とする仕組みに変更することと致しました。

本議案は、この変更等を反映した下記3（2）に記載する内容の適正ルール（以下、「本ルール」といいます。）について、出席株主の皆様の議決権の過半数（定足数は議決権総数の3分の1以上）の賛成による御承認を願うものです。

1. 適正ルールの必要性（「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」）

当社グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを企業理念に掲げ、この理念に基づき経営戦略を立案・遂行し、競争力・収益力を向上させることにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指しております。

この企業理念・経営戦略が当社株式の大量買付け行為等によってゆがめられ、当社の存立・発展が阻害されるおそれが生じるなど、企業価値が毀損され、ひいては株主共同の利益が損なわれることのないよう、当社は、必要な措置を講じることと致しております。

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案（以下、「買収提案」といいます。）がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。他方で、買収提案の中には、当社の企業価値や株主共同の利益に対し明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要することとなるおそれのあるもの等が含まれる可能性があると考えております。

従って、当社は、第三者から買収提案がなされた場合に株主の皆様にこのような不利益が生じることがないように、明確かつ透明性の高いルールを備え置き、実際に買収提案がなされた場合には、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間をもって適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう環境を整えることが当社取締役会の責務であると考え、適正ルールを導入

しております。

2. 本ルールの合理性・公正性について

当社は、以下の観点から、本ルールは、当社の株主共同の利益に合致するものであり、また、恣意的に運用されることのない合理的かつ公正なものであると考えております。

① 株主意思を反映する仕組みであること

第三者から買収提案がなされた場合、原則として、その時点における株主の皆様は株主意思確認総会等を通じて、新株予約権の無償割当て（買収提案者に対する措置の発動）の必要性について御判断をいただく仕組みとなっております。また、本ルールの有効期間は3年間とし、株主の皆様は御承認をいただいたうえで導入・更新等が行われる仕組みとなっております。

このように、本ルールは、株主意思に基づき導入・更新され、かつ株主意思に基づき新株予約権の無償割当てが行われる仕組み（いわゆる「株主総会導入・株主総会発動型」）であり、株主の皆様の意思が十分に反映されるルールとなっております。

② 独立委員会を設置していること

当社は、本ルールにおいて「独立委員会」を設置し、買収提案者が本ルールを無視した場合など例外的に株主意思の確認手続きを経ることなく新株予約権の無償割当てを行う場合（下記3（1）の③イ）又はウ）に記載する場合に限られます。）に、当社取締役会は独立委員会の意見を最大限尊重することとしております。これにより、本ルールの運用に係る当社取締役会の判断の公正性を確保する仕組みとしております。

③ 最高裁判所等の裁判例、コーポレートガバナンス・コード等の金融商品取引所規則、その他指針等に合致したものであること

本ルールは、平成19年の最高裁判所決定その他日本の裁判例、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードその他の上場規則、経済産業省・法務省が平成17年5月に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、企業価値研究会が平成20年6月に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等に合致したものとなっております。

④ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本ルールは、取締役会の決議によって廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交代させても、なおその発動を阻止

することができない買収防衛策）ではありません。また、当社のすべての取締役の任期は1年であり、毎年、定時株主総会の終結の時をもってその任期は満了することとなるため、当社の本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代できないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

⑤ 監査役から会社法の定めに基づく監査意見が表明されていること

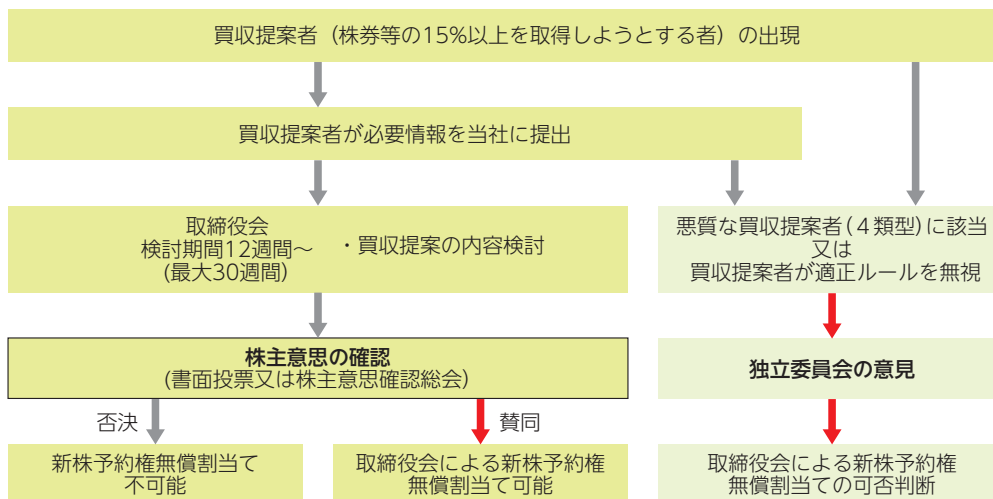
本ルールについて、会社法の定めに基づき、社外監査役を含む当社のすべての監査役から、65頁に記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認める旨の監査意見が表明されております。

3. 本ルールの内容

(1) 概要

本ルールの概要は、以下のとおりです。詳細につきましては、下記（2）を御覧ください。

【本ルールに係る手続きの流れ】



① 買収提案者による必要情報の提出と取締役会における検討等

当社取締役会は、当社の株券等を議決権割合で15%以上取得しようとする者（以下、「買収提案者」といいます。）から本ルールに定める情報（以下、「必要情報」といいます。）がすべ

て提出された場合、当該買収提案者からの買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するか否かを検討致します（検討期間は原則12週間です。）。

② 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、原則として、上記検討期間の満了後、買収提案を受け入れるか否かを株主の皆様にご判断いただくため、新株予約権の無償割当て（買収提案者に対する措置の発動）の必要性・賛否に関する株主意思の確認手続きを、書面投票又は株主意思確認総会により行います。

ただし、当社取締役会が必要情報を検討した結果、買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きには進まず、また新株予約権の無償割当ても行われません。

③ 新株予約権の無償割当てがなされる場合（上図「本ルールに係る手続きの流れ」の赤線のケース）

本ルールに基づく新株予約権の無償割当ては、ア）株主意思の確認手続きにおいて、株主の皆様が買収提案者に対する措置の発動に賛同された場合、イ）買収提案者が裁判例において悪質・濫用的であると例示されたグリーンメイラー等の4種類のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと取締役会が判断した場合、又はウ）買収提案者が本ルールに定める手続きを無視したと取締役会が判断した場合に限られます。

なお、当社取締役会は、上記イ）又はウ）の判断にあたっては、当社の社外取締役又は社外監査役のうち3名の委員で構成する独立委員会から事前に意見を取得し、その意見を最大限尊重致します。独立委員会の委員につきましては、31頁の（御参考）「独立委員会の委員について」を御覧ください。

(2) 本ルールの内容

株式の大量買付けに関する適正ルール（株主共同の利益の確保・向上のための買収防衛策）

1. 株式の大量買付けに関する適正ルール（株主共同の利益の確保・向上のための買収防衛策）の目的

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案（以下、本項において「買収提案」といいます。）がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主に委ねられるべきものと考えております。他方で、買収提案の中には、当社の企業価値や株主共同の利益に対し明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に当社株式の売却を事実上強要することとなるおそれのあるものなどが含まれる可能性があると考えております。

この「株式の大量買付けに関する適正ルール（株主共同の利益の確保・向上のための買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）は、株主にこのような不利益が生じることがないように、明確かつ透明性の高いルールを備え置き、実際に買収提案がなされた場合には、株主が必要な情報と相当な検討期間をもって適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう環境を整えることを目的としております。

2. 「買収者」の定義

本ルールにおいて「買収者」とは、当社の株券等¹を議決権割合²で15%以上保有する者をいい、当該買収者の「特別関係者」³及び「共同保有者」⁴を含めるものとします。ただし、下記（1）ないし（3）に該当する者は「買収者」に含まれません。

- （1）当社が自己株式を取得したことその他の当社の行為を原因として、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有することになった者。ただし、その者がその後に当社の株券等の取得その他の行為（第6項（1）に定義する本新株予約権の行使を除きます。）を行い、議決権割合を増加させた場合、本（1）は適用されません。
- （2）当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者で、当社の事業活動の支配又は当社の事業活動に対する影響力の行使を目的としない者。ただし、その者が当社の株券等について議決権割合で15%以上を保有する者でなくなるように、当社の株券等を速やかに処分し又は当社の株券等について（当該株券等に関する議決権その他の権利の行使又は留保を一切行うことなく）当社が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限りです。
- （3）当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株制度に基づく持株会、その他従業員福利厚生制度に基づく組織、上記持株会又は組織のために当社の株券等を保有する法人又は受託者等及び上記持株会又は組織への資金拠出を目的として当社の株券等を保有する法人又は受託者等。

3. 適格買付提案の要件（買収提案者による必要情報の提出等）

買収者となろうとする者（買収者であってその議決権割合を増加させようとする者を含みます。以下「買収提案者」といいます。）の行う買収提案が、当社の株主による検討の対象とされるためには、当該提案が以下に定義される適格買付提案である必要があります。本ルールにおいて「適格買付提案」とは、買収者となること（買収者がその議決権割合を増加させることを含みます。）を目的として、公開買付け⁵又は当社株主が平等に参加する機会が確保されているその他の方法により当社の株券等を取得することを内容とする提案（ただし、公開買付けに付すことのできない条件を付していないものとします。）であり、かつ下記（1）ないし（3）に記載する要件の全てを満たすものをいいます。なお、当社は、その時点における客観的根拠に基づき、買収提案が適格買付提案となり、かつ、買収提案者から当社が下記（1）に定める必要情報を全て受領することとなる確実な見込みがあると当社取締役会が判断するときは、その旨を速やかに公表します。ただし、買収提案者との間で並行して協議が進行しており、当該協議の帰趨が明確でないために、買収提案者及び当社が公表は時期尚早と判断する場合、当事者間で守秘義務協定が締結されている場合、公表することが当社の法令若しくは契約違反となる場合等、買収提案の公表により当社株主共同の利益が損なわれると合理的に判断される場合には、当社は公表を控えることができるものとします。

加えて、当社は、買収提案者から問合せがあった場合には、買収提案者が提出している情報が下記（1）に定める必要情報の要件を満たしているか否かについて回答し、必要情報の要件が満たされていない場合こ

れを満たすためにいかなる情報がお不足しているか、買収提案者に提示いたします。

(1) 別紙記載の情報で下記(ア)又は(イ)①及び②の要件を満たすもの(以下「必要情報」といいます。)が別紙記載の方法により当社取締役会に提出されること。

(ア) 買収提案者が提出した情報が、形式的に不備のあるものでなく、かつその時点において一般的に入手可能な情報に照らし、重要な点において不正確なものでないこと

(イ)① 国際的評価を得ている法律事務所(以下「買収提案者法律顧問」といいます。)が、買収提案者の法律顧問として、当社取締役会に対し、買収提案者が提出した情報に関し、重要な事項について虚偽の記載がなく、かつその提出時の状況に鑑みて記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていない旨の意見書を提出していること

② 当社の株券等の取得に関し許認可等の取得が提案実施の条件とされている場合は、買収提案者法律顧問が、当社取締役会に対し、買収提案者は当該許認可等がなされる可能性を判断するうえで重要な情報を全て当社に対し提出済みである旨の書面を提出していること

(2) 第4項(2)に定義する「株主意思確認の投票」において本新株予約権の無償割当てが否決されるまで、当該買収提案者は公開買付けの開始若しくはその他の方法による当社の株券等の取得又はその他の議決権割合を増加させる行為に着手しないことを内容とすること。

(3) 当社取締役会が、国際的評価を得ている法律事務所及び国際的評価を得ている投資銀行等との協議又はその助言に基づき、当該買収提案者が下記(ア)ないし(エ)のいずれかの類型に該当し、当該買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものであると判断していないこと。なお、当社取締役会は、あらかじめ第5項(1)に定める独立委員会に諮問し、その意見を最大限尊重のうえ当該判断を行うものとします。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者(いわゆるグリーンメイラー)

(イ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な資産(製造設備、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客との取引等)を買収提案者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買付けを行う者

- 1 本ルールにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものをいいます。なお、金融商品取引法並びにそれに関する政令、内閣府令及び省令を実質的に承継する法令(以下「金融商品取引承継法令」といいます。)が制定された場合、本ルールにおいて引用する金融商品取引法等の条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらに相当する金融商品取引承継法令の条項に読み替えるものとします。
- 2 本ルールにおいて「議決権割合」とは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)及びその共同保有者(下記注4で定義される者をいいます。)に関する株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されるものをいいます。)又は(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されるものをいいます。)及び特別関係者(下記注3で定義される者をいいます。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されるものをいいます。)の合計のうち、いずれか少なくない割合をいいます。株券等所有割合の算出に当たっての総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び株券等保有割合の算出に当たっての発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 3 本ルールにおいて「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
- 4 本ルールにおいて「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいいます。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- 5 本ルールにおいて「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の3第1項に定義されるものをいいます。

- (ウ) 会社経営を支配した後に、当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買付けを行う者
- (エ) 会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で買付けを行う者

4. 株主意思の確認

適格買付提案が行われた場合、これに対する株主意思の確認が以下のとおり行われます。

(1) 検討期間

当社取締役会が第3項(1)に定める必要情報を全て受領したときは、当社は速やかにその旨公表します。この場合において、必要情報が全て提出された日を「検討期間開始日」といいます。

当社取締役会は、提案を受けた適格買付提案について、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するか否かを検討いたします。

当社は、当社取締役会が買収提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該適格買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、その旨を公表いたします。それ以外の場合、当該適格買付提案に関する株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）を定めます。株主投票基準日は、当該適格買付提案に関し必要な検討を行う期間（以下「検討期間」といいます。）として下記(ア)ないし(ウ)の定めに従って決定される期間が満了した後、関係法令及び株式会社証券保管振替機構による総株主通知に基づく株主の確定に係る実務に照らして定めることが可能な最も早い日から1ヶ月以内の日とし、当社は、株主投票基準日の2週間前までに、株主投票基準日の公告を行うものとします。

(ア) 当該適格買付提案が公開買付けによる株券等の取得の提案であり、その買付条件が、現金を対価とし、発行済株券等の全てを対象とするものであって、かつ強圧的二段階買付け（最初の買付けで株券等の全てを買付けられない場合の二段階目の買付けに係る条件を不利に設定しあるいは明確にしないで、株券等の買付けを行うこと）でない場合には、検討期間開始日から12週間

(イ) 上記(ア)に定める場合を除き、検討期間開始日から18週間

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の定めにかかわらず、

(i) 当社取締役会が、国際的評価を得ている投資銀行等（以下「国際的投資銀行等」といいます。）から、買付価格が財務的見地から不十分であるとの意見書（いわゆるInadequacy Opinion）を受領した場合、上記(ア)及び(イ)に定める期間はそれぞれ合理的に必要な期間延長されます。ただし、かかる延長期間は8週間を超えないものとします。当社取締役会は、本(i)に基づく期間の延長がなされる場合には、延長期間及び延長の理由を速やかに公表します。

(ii) 買収提案者が金融商品取引法（金融商品取引承継法令を含みます。以下、同様とします。）に基づく日本語で作成された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び臨時報告書（これらについて提出すべき訂正届出書又は訂正報告書がある場合は当該訂正届出書及び訂正報告書を含みます。以下「有価証券届出書等」と総称します。）又は日本語で作成されたこれらの書類と同等の書類（外国語で作成された書類の日本語による要約文書は含まれないものとします。ただし、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書（これらの訂正報告

書を含みます。)については、金融商品取引法に定められた、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書に類する書類であって英語で記載された外国会社報告書、外国会社四半期報告書及び外国会社半期報告書（これらの訂正報告書を含みます。以下「外国会社報告書等」と総称します。）並びに金融商品取引法に基づく補足書類及びこれら報告書に関する要約の日本語による翻訳文をもって足りるものとします。）を過去5年間（ただし、買収提案者が金融商品取引法に基づき有価証券届出書等又は外国会社報告書等の提出を行わなければならない時から検討期間開始日までの期間が5年に満たないときは当該期間）にわたり提出又は公表していない場合には、上記（ア）及び（イ）の期間並びに上記（ウ）（i）により延長された期間は、さらに合理的に必要な期間延長されます。ただし、かかる延長期間は4週間を超えないものとします。当社取締役会は、本（ii）に基づく期間の延長がなされる場合には、延長期間及び延長の理由を速やかに公表します。

（2）株主意思の確認手続き

適格買付提案については、株主投票基準日から可及的速やかに、本新株予約権無償割当ての賛否に関する株主意思の確認手続きが、書面投票又はかかる目的のため開催される「株主意思確認総会」における投票（本ルールにおいて「株主意思確認の投票」と総称します。）により行われます。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と合わせて開催される場合もあります。当社取締役会は、株主投票基準日までに、いずれの方法により株主意思の確認手続きを行うか及び投票権の行使方法を決定するものとします。書面投票による場合、決議は、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとします。株主意思確認総会における投票による場合、決議は、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとします。

上記の書面投票又は株主意思確認総会において投票権を行使することのできる株主は、第4項（1）に基づき当社取締役会が定めた株主投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。各株主は、株式に係る議決権1個につき投票権1個を有するものとします。

書面投票による場合、当社が株主投票基準日現在の上記株主に対して、投票すべき議案、所定の投票日（以下「書面投票日」といいます。）までに投票用紙が当社に到着すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、書面投票日の3週間前までに発するものとします。

株主意思確認総会の招集手続き及び当該総会における投票権の行使方法は、法令及び当社定款に基づく定時株主総会又は臨時株主総会の招集手続き及びこれらにおける議決権行使方法に準ずるものとします。

株主意思の確認手続きにおいて、本新株予約権の無償割当てについて所定数の賛同が得られた場合、「株主による本新株予約権無償割当てへの賛同」があったものとします。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれないようにするため、当社株主に対し、本新株予約権の無償割当てに賛同するよう勧誘することができるものとします。

なお、当社取締役会において、特定の提案が適格買付提案に該当するものと判断して株主意思の確認手続きを開始した場合であっても、株主意思確認の投票が完了するまでの間に、当該提案が適格買付提案に該当しないものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思の確認手続きを中止し、第6項（1）に従って本新株予約権の無償割当て手続きを開始することができます。

(3) 適格買付提案が変更される場合の取扱い

買収提案者が必要情報を提出した後、当該必要情報に記載した適格買付提案の内容について重要な変更を提案した場合（かかる変更が行われた買付提案を以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、国際的投資銀行等と協議のうえ、当該変更買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に照らし従前の適格買付提案より不利なものであると判断したときは、従前の適格買付提案について進めてきた株主意思の確認手続きを中止し、当該変更買付提案を新たな買付提案として取り扱い、これに検討期間を新たに適用するなど本ルールをあらためて適用するものとします。

一方、当社取締役会が、国際的投資銀行等と協議のうえ、変更買付提案を当社の企業価値及び株主共同の利益に照らし従前の適格買付提案より不利なものではないと判断したときは、従前の適格買付提案のために進めてきた株主意思の確認手続きの継続が実務的に可能な限りにおいて、かかる提案（以下「改訂買付提案」といいます。）を、従前の手続きに従って検討の対象とするものとします。ただし、当該改訂買付提案に関する必要情報は全て株主投票基準日の2週間前の日までに当社取締役会に提出されていなければならないものとします。従前の手続きの継続が実務的に困難な場合や、当該日までに改訂買付提案に関する必要情報が当社取締役会に提出されない場合は、当該改訂買付提案は、当社取締役会がその裁量において別異の決定を行わない限り、従前の適格買付提案とは別の新たな買付提案として取り扱われ、検討期間を新たに適用するなど本ルールをあらためて適用するものとします。従前の適格買付提案のために進められてきた株主意思の確認手続きに従って改訂買付提案が検討の対象とされる場合、当社取締役会は、書面投票日又は株主意思確認総会の開催日を決定しているときであっても、これを株主投票基準日から3ヶ月以内の期間内で変更することができるものとします。

5. 独立委員会

- (1) 当社は、当社の社外取締役又は社外監査役の中から当社取締役会の決議に基づき選任される3名の者により構成される委員会（本ルールにおいて「独立委員会」といいます。）を設置します。
- (2) 独立委員会は、下記（ア）又は（イ）の場合に、当社取締役会の諮問に応じて、当該（ア）又は（イ）に記載する事項についての意見を述べるものとします。
 - （ア） 当社取締役会が、第3項（3）に記載の判断を行おうとする場合
買収提案者が第3項（3）（ア）ないし（エ）のいずれかの類型に該当し、当該買収提案者による買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものであるか否かについての意見
 - （イ） 当社取締役会が、第6項（1）に定める本新株予約権の無償割当てを決議しようとする場合（ただし、第4項（2）に基づき「株主による本新株予約権無償割当てへの賛同」があったものとされた場合を除きます。）
第6項（1）（ア）又は（イ）の場合に該当するか否か（第6項（1）ただし書き（i）及び（ii）に定める場合に該当するか否かを含みます。）についての意見

6. 本新株予約権の無償割当て

- (1) 当社取締役会は、下記（ア）又は（イ）の場合（なお、下記ただし書き（i）及び（ii）の場合を除くことにご留意ください。）、速やかに、下記（2）に定める内容の新株予約権（本ルールにおいて「本新株

予約権」といいます。)の無償割当てを決議し、本新株予約権の割当てを受けるべき株主を定めるための基準日(以下「割当期日」といいます。)を定めます。なお、当社取締役会は、第4項(2)に基づき「株主による本新株予約権無償割当てへの賛同」があったものとされる場合を除き、あらかじめ独立委員会に対し、下記(ア)又は(イ)の場合に該当するか否か(下記ただし書き(i)及び(ii)に定める場合に該当するか否かを含みます。)について諮問し、その意見を最大限尊重のうえ本新株予約権の無償割当てを行うか否かを判断するものとします。

(ア) 買収者が出現する可能性のある公開買付けが開始された場合

(イ) 「株券等買付日」(買収者が出現した旨又は買収者がその議決権割合を増加させた旨を当社が何らかの方法により公表した最初の日をいいます。以下同じ。)が生じた場合

ただし、(i)株主意思確認の投票において本新株予約権無償割当てが否決された後、当該株主意思の確認の手続きにおいて検討の対象となった適格買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場合、及び(ii)当社取締役会が、買収提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該適格買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した後、当該検討の対象となった適格買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場合を除きます。

なお、上記(i)に記載する株主意思確認の投票が行われるためには、買収提案者の提案が適格買付提案であること及び買収提案者が本ルールに定められた手続きを遵守することが必要であることにご留意ください。したがって、例えば、買収提案者が必要情報を提出していない場合又は買収提案者が検討期間や株主意思の確認までの手続きを無視した場合等において、上記(ア)記載の公開買付けが開始され又は上記(イ)記載の株券等買付日が生じたときは、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議することになります。

公開買付けが開始されたことにより割当期日が定められた場合において、公開買付期間が延長されたときは、当社取締役会により、法令で許容される限りにおいて、一旦定められた割当期日が変更される場合があり、また、本新株予約権の無償割当てを行う前に当該公開買付けが終了し又は撤回され、これにより買収者が出現しなかったときは、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の無償割当ては中止されます。

(2) 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は以下のとおりです。

(ア) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対して、本新株予約権を割り当てます。

(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式

(ウ) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個あたりの目的である当社普通株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において別途定める株数とすることができるものとします。

(エ) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。）を上限として、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において別途定める数とします。

(オ) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(カ) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、当社普通株式1株当たり1円とします。
なお、本新株予約権の保有者が本新株予約権の行使に際して払い込むべき金銭の総額に生じた1円未満の端数は、切り上げるものとします。

(キ) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、2ヶ月間以内で、本新株予約権の無償割当ての決議において当社取締役会が定める期間とします。また、行使期間の最終日が本新株予約権の行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(ク) 本新株予約権の行使条件

下記（3）に定めるとおりとします。

(ケ) 当社による本新株予約権の取得

- ① 第7項の規定に従って本ルールが廃止された場合、当社は、廃止の時点において既に割当て済みの本新株予約権を全て無償で取得することができます。
- ② 株券等買付日が到来するまでの間、当社取締役会が裁量により適切と判断するときはいつでも、当社は、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を全て無償で取得することができます。
- ③ 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）において、下記（3）の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができます。また、取得日より後に、下記（3）の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、取得日より後の当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、当社取締役会は、発行可能株式総数等を考慮のうえ、本新株予約権の無償割当ての決議の際に、当社普通株式と引換えに取得することができる上記の本新株予約権に代え又はこれとともに、当社のその他の一定の株券等又は当社の株券等以外の一定の財産と引換えに取得することができる新株予約権を本新株予約権として無償割当てすることもあります。

(コ) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を他に譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。

(3) 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、株券等買付日が到来していることを条件とします。買収者が実質的に保有する本新株予約権は、いかなる場合においても、行使することができないものとします。当社は、本新株予約権の行使の条件（及び取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に自

己が買収者ではないこと及び本新株予約権を買収者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができます。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権を買収者が実質的に保有するものであるとみなすことができます。本新株予約権を有する者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を買収者に対して譲渡する旨合意しているときは、当社は、当該本新株予約権は買収者が実質的に保有するものであるとみなすことができます。本新株予約権の割当てを受けた株主が、割当期日現在において保有する株式を買収者に対して譲渡したとき又は譲渡する旨合意したときは、当社は、当該株式に対して割り当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき株式について、買収者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。本ルールの規定に違反して譲渡された本新株予約権は、行使することができないものとします。

(4) その他の事項

本ルールに定める事項のほか、本新株予約権無償割当てに関して法令上必要とされる事項は、当社取締役会において定めます。なお、当社取締役会は、本ルールに従って、本新株予約権の無償割当てを中止し又は本新株予約権を無償で取得する場合がありますが、買収提案者が買付けを一旦撤回した後に同等の提案を再度行ってきた場合等買収提案者の行為に応じて、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。

7. 本ルールの有効期間、補足、変更及び廃止

(1) 有効期間

本ルールの有効期間は、2016年6月24日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。当社は、株主総会の際に出席株主の議決権の過半数の賛同を得たうえで、本ルールを更新することができるものとします。なお、この場合の定足数は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とします。

本(1)に基づく本ルールの有効期間の更新がなされないときは、本ルールは廃止されるものとします。本(1)に基づき本ルールの有効期間が更新された場合又は更新されずに本ルールが廃止された場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

(2) 有効期間中の廃止

本ルールは、上記(1)の有効期間中であっても、下記(ア)又は(イ)のいずれかが生じた時点で廃止されるものとします。

(ア) 適格買付提案に関する本新株予約権無償割当てが株主意思確認の投票において否決された後、当該適格買付提案に従って行われる買付けにより、買収者が当社の株券等を議決権割合で過半数保有するに至った時点

(イ) 下記(4)の規定に基づき、当社取締役会の決議により本ルールが廃止される時点

本(2)に基づき本ルールが廃止された場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

(3) 株主総会による本ルールの補足又は変更

当社は、株主総会の際に出席株主の議決権の過半数の賛同を得たうえで、本ルールを補足又は変更することができるものとします。なお、この場合の定足数は、議決権を行使することができる株主の議決

権の3分の1以上とします。

本（3）に基づき本ルールの補足又は変更が行われた場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

（4）当社取締役会による本ルールの補足、変更及び廃止

上記（3）の定めにかかわらず、当社は、法令若しくは金融商品取引所の規則の新設若しくは改廃に伴い本ルールの条項に修正を加えることが適切である場合、又は内容の実質的変更を伴わない本ルールの形式的な文言修正（第8項及び別紙に記載の当社の住所・宛名の変更に伴う修正を含みます。）が必要な場合は、当社取締役会の決議により、当該条項を必要最小限の範囲で補足又は変更することができるものとします。

当社は、当社取締役会の決議により、いつでも本ルールを廃止することができます。なお、総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主（ただし、買収提案者は除く。複数の株主により当該要件を満たす場合には、当該株主らが単一の書面により行うものとします。）は、有効期間内の毎事業年度末日の4週間前から毎事業年度末日までの間に当社取締役会に対して本ルールの廃止に関し、書面により意見を表明することができるものとします。当該意見表明がなされた場合、当社取締役会は、本ルールの廃止について、取締役会で審議するものとします。この場合、当社取締役会は、上記株主の意見を十分に検討し、また、当社の社外監査役を含めた監査役の意見を尊重のうえ、上記の審議を行い、廃止が妥当と判断した場合、必要な決議を行います。

本（4）に基づき本ルールの補足、変更又は廃止が行われた場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

8. 通 知

本ルールに基づき本新株予約権の保有者が当社に対して行うことが可能又は必要な通知又は請求は、以下に記載する住所・宛先（ただし、当社が書面をもって別異の住所・宛先を指定した場合は当該住所・宛先）にて交付し又は当該住所・宛先に対し料金支払済の郵便により送付することを要します。

名 称	新日鐵住金株式会社
住 所	〒100-8071 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
担当部署	総務部総務室

本ルールに基づき当社が本新株予約権の保有者に対して行うことが可能又は必要な通知又は請求は、当社の新株予約権原簿に記載された当該保有者の住所・宛先にて交付し又は当該住所・宛先に対し料金支払済の郵便により送付するものとします。本項に定める方法により本新株予約権の保有者に宛てて通知が郵送された場合、当該保有者が受領したか否かを問わず、通知がなされたものとみなします。

9. 権利行使の停止

第6項の定めにかかわらず、当社が、法令（外国の法令を含みます。本項において以下同じ。）を遵守するために、何らかの措置を講ずること又は講ずる必要があることを決定した場合、当社は、その措置を講ずるため又は当該法令を遵守するために、法令で許容される限りにおいて、合理的な期間にわたり本新株予約権の行使を停止することができます。上記の停止が行われた場合、当社は、速やかに、本新株予約権の行使が停止された旨を公表します。ただし、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の保有者その他の関係者に

対する通知は行いません。

10. 準拠法

本ルール及び本ルールに基づき無償割当てされる本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

以 上

別 紙

本ルールに基づく必要情報の当社取締役会に対する提出は、下記に示す事項を日本語にて記載した書面（以下「本書面」という。）を〒100-8071東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 新日鐵住金株式会社 総務部 総務室宛（ただし、当社が書面をもって別異の住所・宛先を指定した場合は当該住所・宛先）に送付することにより行うものとする。なお、本別紙において特に定義された場合を除き、用語の定義は本ルールに定められたところに従う。

1. 買収提案者に関する情報

買収提案者、買収提案者の共同保有者又は特別関係者に該当する者、買収提案者を直接又は間接に支配する者（上記で既に言及されている者を除く。当該買収提案者を究極的に支配し、他のいかなる者からの支配も受けていない者（以下「アルティメイト・ペアレント」という。）を含む。）、アルティメイト・ペアレントの共同保有者又は特別関係者に該当する者（上記で既に言及されている者を除く。）、買収提案者又はアルティメイト・ペアレントが法人の場合は、それぞれの取締役、監査役及びその他の役員（上記で既に言及されている者を除く。）並びに買収提案者又はアルティメイト・ペアレントと当該買収提案に関し協調して行動している者（上記で既に言及されている者を除く。）（以下「開示者」と総称する。）の名称、住所及び電話番号（自然人の場合は勤務先の住所及び電話番号）並びに買収提案者以外の各開示者と各買収提案者との関係についての説明を記載する。

また、開示者が自然人である場合、5年前より現在に至る主たる職歴（同期間中に勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む。）、年齢及び国籍を記載する。

開示者が法人又はその他の団体である場合、かかる法人の主たる業務及び設立準拠法を記載し、かつ過去5年間（設立から5年未満のときは、設立時以降）の単体ベース及び連結ベースの財務諸表（連結ベースの財務諸表については、監査済みのものとする。ただし、最終の財務諸表について監査未了の場合は、当該財務諸表については監査済みであることを要しない。）を提出する。また、日本において有価証券報告書提出会社である場合は、過去5年間分（有価証券報告書提出会社となってから5年未満のときは、有価証券報告書提出会社となったとき以降）の有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらに関する訂正届出書又は訂正報告書がある場合は、当該訂正届出書及び訂正報告書を提出する。

さらに、各開示者に関し、（i）過去10年間に於いて刑に処されたことがあるか否か（交通反則金処分及び軽犯罪を除く。）、もしある場合にはその罪名、科された刑罰（又は処分）の内容及び関与した裁判所名、

並びに（ii）過去10年間に於いて、司法・行政手続きにより、証券取引法、金融商品取引法、商法、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）又は環境に関する法令（外国等におけるこれらに相当する法令を含む。）に違反する行為を認定し若しくは違反する行為の差止めを命ずる判決、決定若しくは命令等を受け、又はそのような判決、決定若しくは命令等を求める司法・行政手続きの対象とされたことがあるか否か、その他当社株主が意思決定を行うに当たり重大な影響があるものと合理的と考えられる訴訟の当事者となったことがあるか否か、またこれらに該当する場合において現に受けた若しくは求められた判決、決定又は命令の内容を記載する。

また、各開示者が現在日本国又は外国等において関与している重要な訴訟その他の係争の内容を記載する。

2. 当社有価証券の取引状況

各開示者が保有する当社の全ての有価証券、過去180日間に於いて各開示者が行った当社有価証券に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社有価証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）を記載する。

3. 提案条件

各開示者が行おうとする公開買付け又はその他の提案の条件（買付けの方法、取得予定の有価証券の総数及び種類、対価の金額・種類、買付期間終了予定日、決済の開始予定日、公開買付期間延長の可能性（公開買付期間延長の可能性がある場合には、延長後の期間に対応する決済の開始予定日も含む。）、撤回・変更権の有無、対価の引下げの条件の有無及びその内容、公開買付けその他の取引にその他の条件を付す場合はその条件、条件変更の方法（変更前に応募した者の取扱いを含む。）、当該公開買付けの対象が全株式を対象としていない場合は按分比例方式による取得に関する事項、二段階買付けの予定の有無、二段階買付けを予定している場合はその内容、及び当該公開買付けその他の取引に係る税効果を含む。）を記載する。対価については、その算定根拠を具体的に記載し、その対価が時価と異なる場合や各開示者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容を記載する。株券等の種類に応じて対価を異にする場合には、その差額について、換算の考え方等の内容を具体的に記載する。さらに、対価の算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った経緯を具体的に記載する。

4. 取引の目的・当社の株券等の取得後の計画

（1） 当社の株券等の取得後に、又は当社の株券等の取得とあわせて、株式譲渡、事業譲渡、組織再編成（金融商品取引法第2条の2第1項及び同法施行令に定めるもの）、組織変更、企業集団の再編、重要資産（知的財産権を含む。）の売却・移転・供与・譲受け、解散、その他の異例な取引や行為、現在の配当率若しくは方針の変更、負債額若しくは資本構成の変更、当社の現経営陣の交代、当社の組織構成、業務若しくは労使関係の重大な変更（従業員の採用・配転・解雇を含む。）、現在の事業計画（当社の製鉄所・製造所・工場の事業運営に関する計画を含む。）の重大な変更、当社の取引先、顧客、関係会社、地域社会その他の利害関係者の取扱いに関する重大な変更、当社有価証券の取得若しくは処分、当社普通株式の上場廃止、又は当社定款その他の基本規程の変更を伴うような取引、計画、提案又は協議、その

他当社の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合は、その概要及び目的を記載する。

- (2) 当社の支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載する。
- (3) 純投資又は政策投資を目的とする場合には、当社の株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として当社の株券等の取得を行う場合には、その必要性を具体的に記載する。
- (4) 当社の株券等を取得した後、開示者以外の第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者を買収提案者とみなして、当該第三者について、上記第1項ないし第3項の買収提案に関する情報と同等の情報を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び本書面提出日において所有する当社の株券等の数を記載する。
- (5) 当社の株券等を取得した後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載する。

5. 資金の裏付け

各開示者が行おうとしている当社の株券等に関する公開買付け又はその他の方法による当社の株券等の取得に使用される資金の総額及びその調達方法、資金調達に関する重要な条件（契約の相手方、条件、担保の供与、金利等を含むがこれらに限られない。）及び借入金に関する返済計画を記載する。

6. 当社との取決め

開示者と、当社、当社経営陣又は当社関係会社との間における、既存の又は検討中の重要な契約、取決め又は合意について記載する。

7. 法令に基づく許認可等

- (1) 買収提案に関し適用される可能性のある日本国又は外国等に存する法令等に基づく規制事項、日本国若しくは外国の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法又はその他の法令等に基づく承認又は許認可の有無を記載する。
- (2) 上記(1)に関し、遵守すべき規制事項の詳細、遵守するために必要な事項の詳細、取得すべき承認又は許認可の詳細、承認又は許認可が得られる見通しについて判断するために必要な具体的情報を記載する。

以 上

（御参考）独立委員会の委員について

本ルールに基づき当社に設置される独立委員会の委員は、第2号議案及び本議案が原案どおり可決されることを条件に、当社社外取締役の大塚陸毅氏及び藤崎一郎氏並びに当社社外監査役の大林宏氏の3名となります。大塚陸毅氏及び藤崎一郎氏の略歴につきましては、第2号議案（11頁及び12頁）を御覧ください。また、大林宏氏の略歴は、次のとおりです。

なお、各委員が当社の社外取締役又は社外監査役を退任した場合は、委員としての任期も終了致します（ただし、株主総会において社外役員として再任された場合は、任期を継続致します。）。当社取締役会は後任の委員を社外取締役又は社外監査役の中から速やかに選任したうえで、これを公表致します。

【大林宏氏の略歴】

昭和22年6月17日生

昭和47年4月 東京地方検察庁検事

平成13年5月 法務省保護局長

平成14年1月 法務省大臣官房長

平成16年6月 法務省刑事局長

平成18年6月 法務事務次官

平成19年7月 札幌高等検察庁検事長

平成20年7月 東京高等検察庁検事長

平成22年6月 検事総長

平成22年12月 退官

平成23年3月 弁護士登録

現在に至る

平成26年6月 当社監査役（社外監査役）

現在に至る

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1)事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

【全般の概況】

当期の世界経済は、米国においては個人消費を中心に堅調に推移し、欧州においては緩やかな回復が持続した一方、中国では景気の減速が継続し、アセアン諸国も停滞が続くなど、全体として緩やかな成長に留まりました。

日本経済は、個人消費の伸び悩み、企業の設備投資への慎重姿勢等もあり、景気の回復が遅れました。

国内鉄鋼需要は、設備投資の伸び悩み等により弱含みで推移しました。海外鉄鋼需要については、中国における内需の減少継続に加え、アセアン諸国も鋼材需要が停滞しました。また、原油市況の低迷によりエネルギー分野向けの需要も減少しました。国際市況については、中国鉄鋼メーカーによる供給圧力が高く、去年の夏以降、大幅に下落しました。年末以降は市況回復の兆しが見られたものの、依然として厳しい状況が続きました。

このような厳しい環境のなか、当社グループは、平成27年3月に策定した2017年中期経営計画に掲げた国内マザーミル競争力の強化、グローバル戦略の推進、技術先進性の発揮、世界最高水準のコスト競争力の実現、製鉄事業グループ会社の体質強化等の諸施策を着実に推進してまいりました。

【事業分野別の概況】

当社グループと致しましては、各事業分野において各社がそれぞれの環境変化に対応しながら、最大限の経営努力を重ねてまいりました。

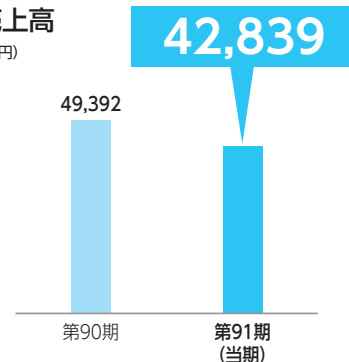
製鉄事業

製鉄事業につきましては、国内マザーミル競争力の強化とグローバル戦略の推進を大きな柱として諸施策に取り組んでまいりました。

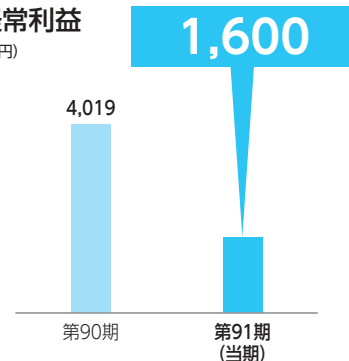
国内においては、主要設備の強化・再建を基本経営課題として製造実力の強化策を推進してまいりました。鹿島製鐵所においてはコークス炉の生産能力・コスト競争力の向上を目的としてコークス炉の増設を決定致しました。さらに、2017年中期経営計画の主要施策の一つである八幡製鐵所の鉄源工程（製銑・製鋼）の最適体制構築について、当初は小倉第2高炉を休止し、戸畑地区から小倉地区へ溶銑を供給する計画でしたが、その方案を一部見直すことと致しました。具体的には、小倉地区の第2高炉を含むすべての鉄源工程を休止する一方で、戸畑地区に連続鑄造設備を新設するなど、すべての鉄源工程を戸畑地区に集約することでさらなる生産性向上を図り、八幡製鐵所の総合的競争力を強化することと致しました。

一方、海外においては、成長市場における需要の捕捉や需要家の皆様の海外展開に即応した事業体制の構築を図るなど、グローバル供給体制の一層の充実を図ってまいりました。当

売上高 (億円)



経常利益 (億円)



八幡製鐵所（戸畑地区）遠景

期は、米国の自動車用鋼板製造・販売の合併会社において、海外で初めてとなる自動車用高成形性超ハイテンの製造を行うことを決定致しました。また、中国における高級自動車用鋼板の需要の増加に対応するため、同国の自動車用鋼板製造・販売の合併会社に溶融亜鉛めっき鋼板の製造ラインを増設し、稼働させました。さらに、ブルネイのシームレス鋼管継手加工の合併会社において工場新設に着手致しました。

さらに、国内では、平成28年2月1日に日新製鋼(株)との間で、平成29年3月を目途に、当社が同社を子会社化すること、及びこれを前提に当社が同社に鋼片を継続的に供給することについて検討を開始する旨の覚書を取り交わしました。今後、当社グループに同社が加わることにより『総合力世界No.1の鉄鋼メーカー』としての地位を一層強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいりたいと考えております。また、海外では、鋼管事業における重要なパートナーであるフランスのバローレック社との間で、事業連携の深化を主体とする戦略的提携の拡大及び同社への15%の出資について合意致しました。この提携を通じて、原油価格の低迷による厳しい環境下でも収益力を維持・向上できる事業体質の構築を図ってまいります。

また、当社グループにおける事業戦略の一層の共有化と収益力・競争力のさらなる強化を図るべく、日鉄住金テックスエンジ(株)及び鈴木金属工業(株)（平成27年10月1日付で、日鉄住金SGワイヤ(株)に商号変更）を当社の完全子会社と致しました。

加えて、原燃料費の低減や歩留向上等、最大限のコスト改善に引き続き取り組むとともに、鋼材価格につきましては、需要家の皆様に御理解いただけるよう丁寧な対応に努めてまいりました。製鉄事業として、売上高は4兆2,839億円、経常利益は1,600億円となりました。



シームレス鋼管継手加工の合併会社（ブルネイ） 工場新設セレモニー



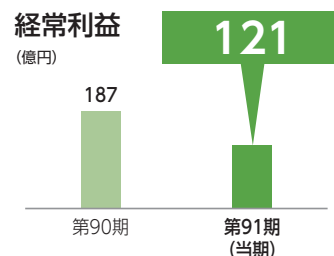
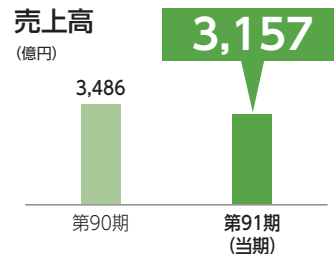
日新製鋼(株)との覚書締結の記者会見
(当社進藤社長（左）と日新製鋼(株)三喜社長)

エンジニアリング事業

新日鉄住金エンジニアリング(株)におきましては、タイ拠点・インド子会社の強化をはじめとする海外戦略への積極的な取り組みと既存事業の競争力強化に努めてまいりました。しかしながら、原油市況低迷等の影響や海外顧客の投資意欲減退等の厳しい事業環境を受け、収益が減少しました。エンジニアリング事業として、売上高は3,157億円、経常利益は121億円となりました。



佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設
(平成27年12月竣工)

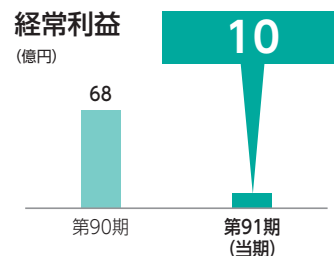
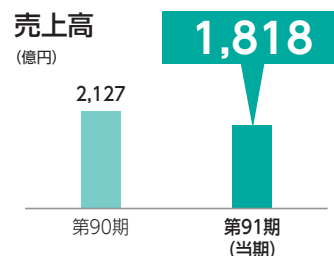


化学事業

新日鉄住金化学(株)におきましては、機能材料事業において堅調な需要を背景に回路基板材料・ディスプレイ材料等の販売が好調を維持するとともに、化学品事業において汎用樹脂原料であるスチレンモノマーの需要が堅調に推移するなど、安定的に収益を確保しました。一方、コールケミカル事業は黒鉛電極用ニードルコックスを中心に、原油価格低下による競争激化と世界的な需要低迷により極めて厳しい事業環境が継続しました。化学事業として、売上高は1,818億円、経常利益は10億円となりました。

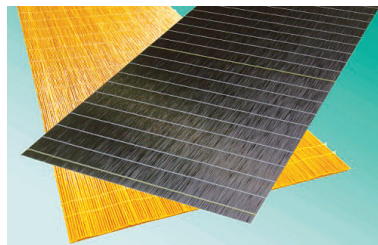


スチレンモノマー製造設備



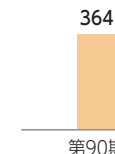
新素材事業

新日鉄住金マテリアルズ(株)におきましては、電子材料部材分野では、表面処理銅ワイヤの販売が順調に増加しました。炭素繊維分野では、産業・高機能用途が好調に推移し、インフラ補修・補強用途、医療機器用途等が堅調に推移しました。一方、環境・エネルギー分野におけるメタル担体は、新興国経済の停滞による需要減により収益が減少しました。新素材事業として、売上高は362億円、経常利益は30億円となりました。



コンクリート・鋼構造物の補強用材料
(ストランドシート®)

売上高
(億円)

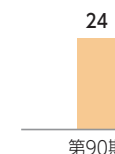


第90期

362

第91期
(当期)

経常利益
(億円)



第90期

30

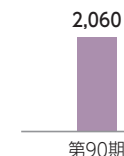
第91期
(当期)

システムソリューション事業

新日鉄住金ソリューションズ(株)におきましては、幅広い業種の顧客に対し、システムの企画、構築、運用・保守を一貫して提供するとともに、顧客の事業環境変化に対応した先進的なソリューション・サービスを展開しております。当期は、「NSFITOS Center(エヌエスフィットスセンター)」を開設するなど、ITアウトソーシングサービスの強化・拡充を図るとともに、インドネシアにおいて現地のIT企業を買収するなど、グローバルでの事業拡大を進めました。これらの結果、増収増益となりました。システムソリューション事業として、売上高は2,189億円、経常利益は194億円となりました。



売上高
(億円)

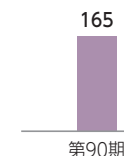


第90期

2,189

第91期
(当期)

経常利益
(億円)



第90期

194

第91期
(当期)

【売上・損益】

当期の連結業績につきましては、出荷量の減少及び鋼材価格の下落の影響が大きく、加えてグループ会社の減益等の影響もあり、売上高は4兆9,074億円、営業利益は1,677億円、経常利益は2,009億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,454億円となりました。

当期の各事業部門の売上高及び経常利益は、以下のとおりです。

【各事業部門の売上高及び経常利益】

(単位 億円)

	製鉄	エンジニアリング	化学	新素材	システムソリューション	調整額	合計
売上高	42,839	3,157	1,818	362	2,189	△1,292	49,074
経常利益	1,600	121	10	30	194	50	2,009

また、当期の単独業績につきましては、売上高は3兆1,607億円、営業利益は562億円、経常利益は879億円、当期純利益は837億円となりました。

【資産、負債及び純資産】

当期末の連結総資産は、受取手形及び売掛金の減少(922億円)、たな卸資産の減少(1,433億円)、投資有価証券の減少(1,763億円)、関係会社株式の減少(996億円)、退職給付に係る資産の減少(650億円)等により、前期末(7兆1,579億円)から7,328億円減少し6兆4,250億円となりました。

負債につきましては、有利子負債が2兆82億円と前期末(1兆9,765億円)から316億円増加したものの、支払手形及び買掛金の減少(853億円)、繰延税金負債の減少(853億円)、退職給付に係る負債の減少(324億円)等により、前期末(3兆6,108億円)から1,949億円減少し3兆4,159億円となりました。

純資産につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益1,454億円等による増加があるものの、配当金の支払いによる減少(597億円)、自己株式の取得等による減少(264億円)、その他有価証券評価差額金の減少(1,082億円)、為替換算調整勘定の減少(1,200億円)、非支配株主持分の減少(3,331億円)等により、前期末(3兆5,470億円)から5,379億円減少し3兆90億円となりました。なお、当期末の自己資本は2兆7,738億円となり、有利子負債自己資本比率(D/Eレシオ)は0.72倍となりました。

【剰余金の配当】

当期の剰余金の配当につきましては、51頁に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に従い、第2四半期末の配当として、1株につき3円の配当を実施致しました。期末の配当につきましても、同方針に従い、第3四半期決算発表時(平成28年2月1日)に公表致しましたとおり、1株につき15円とさせていただきますと存じます。

当社は、平成27年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施しております。当該株式併合を踏まえて換算した場合、当第2四半期末の配当は30円となりますので、期末の配当15円を加えた年間配当金の合計は1株につき45円、連結配当性向は28.4%となります。

【今後の経営課題】

（次期の見通し）

世界経済は、米国においては個人消費を中心に堅調を維持し、欧州においては緩やかな回復の継続が見込まれるものの、中国やアセアン諸国では成長鈍化の傾向が継続し、全体としては引き続き緩やかな成長に留まると予想されます。

日本経済は、個人消費の回復遅れ、企業の設備投資への慎重姿勢等もあるものの、緩慢ながら回復に向かうと予想されます。

国内鉄鋼需要は、上期は季節要因により全体として需要の減少が想定されます。一方、下期は公共工事の季節要因による増加に加え、自動車需要の回復やオリンピック関連投資の増加等も見込まれ、回復が期待されます。

海外鉄鋼需要は、アセアン諸国においては緩やかな増加が見込まれるものの、中国では減速傾向の継続が予想され、原油市況低迷によりエネルギー分野向けが停滞することも予想されるため、世界全体ではほぼ横ばいに留まるものと想定されます。また、国際市況については、足下回復の動きはあるものの、中国をはじめ東アジア地域の供給過剰が継続するなかで、予断を許さない状況にあります。

こうしたなか、当社は、引き続き鋼材需給動向や原料価格動向等に注意を払うとともに、最大限のコスト改善を実行してまいります。そのうえで、需要家の皆様への提案力の強化や、海外における供給体制のさらなる充実を図るとともに、鋼材価格の改定につきまして、需要家の皆様に御理解いただけるよう丁寧な対応を継続していく所存です。

平成28年度の業績見通しにつきましては、主原料価格及び鋼材価格の動向が不透明であること等から、現時点では当社として合理的な算定・予想を行うことができません。従いまして、平成28年度の業績予想については未定とし、合理的な算定が可能となった時点で速やかに開示致します。

当社グループは、こうした厳しい環境においても、「技術力」「コスト競争力」「グローバル対応力」を競争優位性の柱とし、国内事業と海外事業を両輪として成長を目指します。特に当面は、「設備」と「人」に経営資源を重点的に配分して国内マザーミルの製造実力・技術開発力を高めるとともに、そこで培った競争力を武器に伸びゆく世界のマーケットにおいて海外事業を深化させてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ、以上の諸事情を御賢察のうえ、今後ともよろしく御支援を賜りますようお願い申し上げます。

(御参考 1) 2017年中期経営計画の進捗

当社は、平成27年3月に策定致しました2017年中期経営計画を着実に実行しております。

1. 国内マザーミル競争力強化

国内では、高炉休止を含めた上工程及び下工程の設備集約により、最適体制を構築しております。

下工程8ラインを休止済、高炉については1基を休止済・1基を休止予定

		経営統合 時点	→	平成27 年度末	→	平成32 年度末
上工程	高炉	14	-1	13	-1	12
	転炉	32		32	-4	28
	連続鋳造	30	-1	29	-2	27
下工程	冷延	17	-2	15		15
	亜鉛めっき	20	-5	15		15
	鍛接鋼管	2	-1	1		1

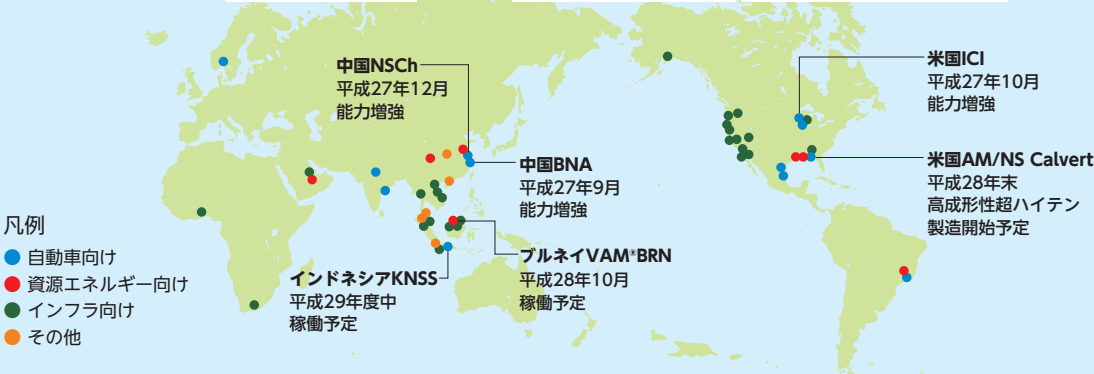
- 君津高炉3基→2基化：第3高炉を休止（平成28年3月）し、他の高炉の生産性を世界最高レベルまで引き上げ
- 八幡高炉2基→1基化：小倉第2高炉等を休止し、戸畑地区に鉄源工程を集約予定
- 集約した国内ミルへの集中投資で競争力強化

2. グローバル戦略の推進

海外では、「自動車」「資源エネルギー」「インフラ」の戦略3分野を中心に供給体制を拡充し、収益の増大を目指します。

主要な
海外下工程JV
年間生産能力

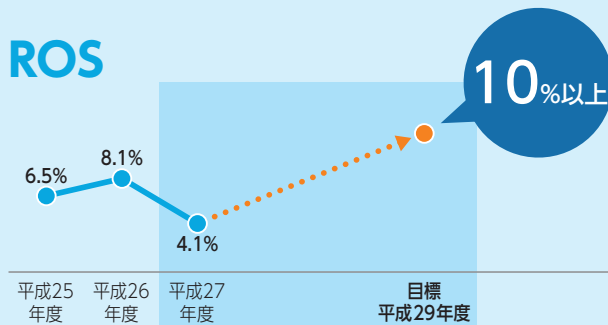
平成24年度末	平成27年度末	増減
約900万トン	約1,900万トン	+ 約1,000万トン



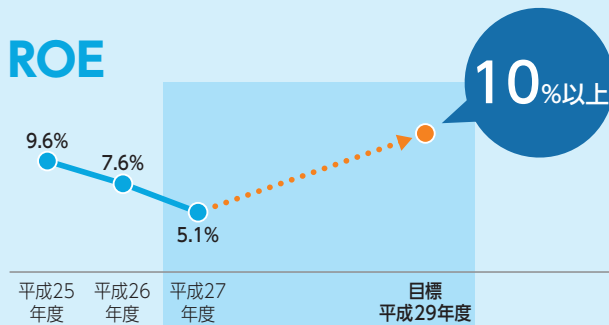
3. 財務指標の進捗状況

2017年中期経営計画で掲げた目標を目指して諸施策を推進しております。

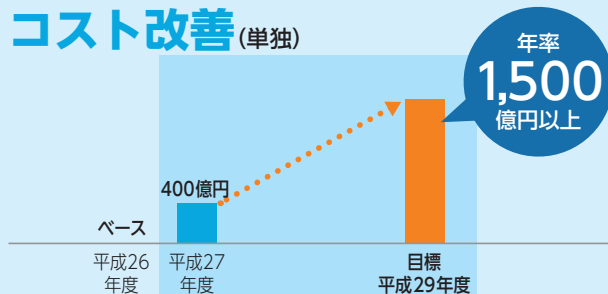
ROS



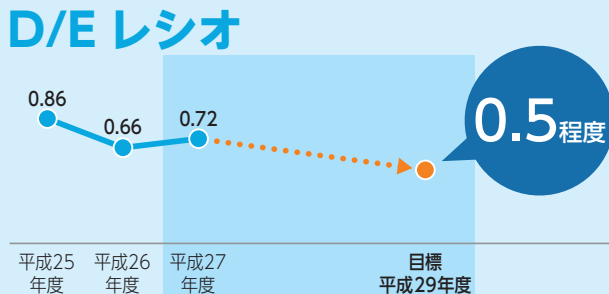
ROE



コスト改善 (単独)



D/E レシオ



(御参考2) 日新製鋼(株)の子会社化等に関する契約の締結について

当社は、34頁に記載のとおり、平成28年2月1日に日新製鋼(株)（事業内容：製鉄事業、資本金：300億円）との間で、同社を当社の子会社とすること等にかかる検討開始の覚書を取り交わし、以降、協議を進めてまいりました。その結果、両社間で子会社化の具体的な方法、出資の条件等について協議が整ったことから、当社は平成28年5月13日に日新製鋼(株)との間で、子会社化等に関する契約を正式に締結致しました。

今後、当社は、国内外の競争法に基づく一定の手続き等を終えた後に、日新製鋼(株)の普通株式に対する公開買付け（TOB）及び同社による第三者割当増資への払込み手続きを経て、同社の発行済株式総数の51.00%に至る株式を取得することにより、平成29年3月を目途に同社を当社の子会社とする予定です。なお、この一連の取引後も、日新製鋼(株)は、(株)東京証券取引所市場第一部における上場を維持する予定です。

(2)資金調達の状況

当期において重要な増資及び社債の発行による資金調達は行っておりません。

(3)設備投資の状況

区 分	件 名
当期継続中の主要設備投資	日鉄住金鋼鉄和歌山(株) 第2高炉・製鋼設備改修及び拡充

(注) 日鉄住金鋼鉄和歌山(株)の製鋼設備については、平成24年度から稼働を開始しております。

(4)事業の譲渡等の状況

当期において重要な事業の譲渡等はありません。

(5)財産及び損益等の状況の推移

区分 \ 事業年度	第88期	第89期	第90期	第91期 (当期)
生産高				
粗鋼 (万トン)	3,950	4,816	4,732	4,453
売上高 (億円)	43,899	55,161	56,100	49,074
(内、海外売上高)	(15,929)	(21,928)	(22,924)	(19,038)
経常利益 (億円)	769	3,610	4,517	2,009
親会社株主に帰属する 当期純利益 (億円)	△1,245	2,427	2,142	1,454
総資産 (億円)	70,894	70,822	71,579	64,250
純資産 (億円)	29,382	32,379	35,470	30,090
1株当たり当期純利益	△162円30銭	266円71銭	234円82銭	158円71銭
1株当たり純資産額	2,638円19銭	2,941円09銭	3,263円03銭	3,074円28銭
当社1株当たり配当額	1円	5円	5円50銭	※18円
(内、1株当たり中間配当額)	(一)	(2円)	(2円)	(3円)
連結配当性向 (%)	—	18.7	23.4	※28.4

(注1) 粗鋼生産高は、当社の生産高に子会社である日鉄住金鋼鉄和歌山(株)、大阪製鐵(株)、新日鐵住金ステンレス(株)、日鉄住金スチール(株)、東海特殊鋼(株)及び王子製鐵(株)各社の生産高を加えた数値です。なお、第89期以前の粗鋼生産高は、平成26年3月31日をもって解散した新北海鋼業(株)の生産高を含んでおります。

(注2) 第88期については、新日本製鐵(株)の上半期(4月1日～9月30日)の数値に新日鐵住金(株)の下半期(10月1日～3月31日)の数値を加算しております。

(注3) 「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当期より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(注4) 平成27年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施したため、第88期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

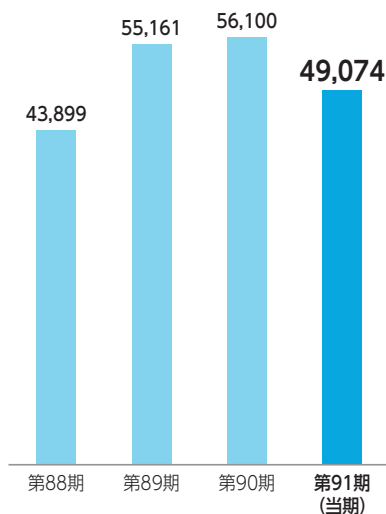
(注5) ※印は第92回定時株主総会において、期末の剰余金配当議案が原案どおり可決された場合の数値です。

(注6) 当社は、平成27年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施しております。第91期(当期)の1株当たり配当額の記載は、中間配当額3円と期末配当額15円の合計値としております。なお、当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は30円となりますので、期末配当額15円を加えた年間配当額は1株につき45円(連結配当性向28.4%)となります。

(注7) 第88期の連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため「—」と表示しております。

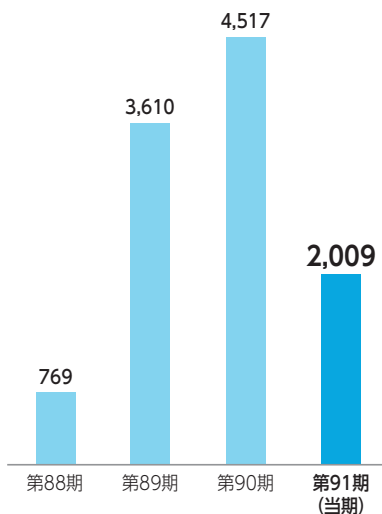
売上高

(億円)



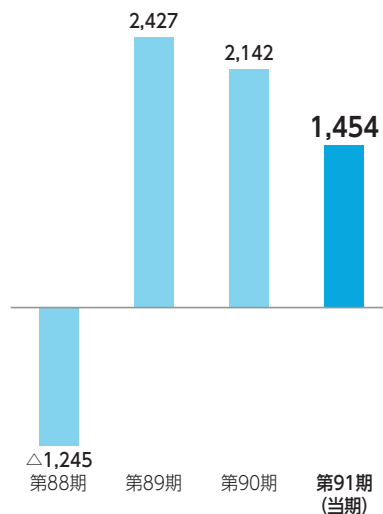
経常利益

(億円)



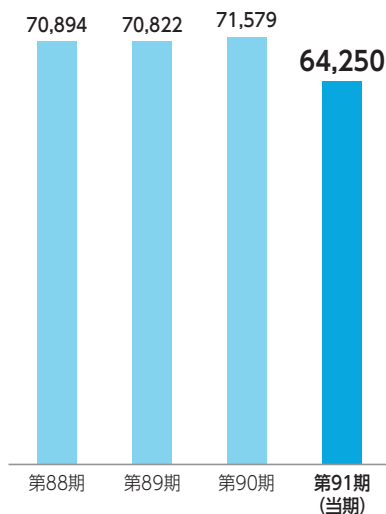
親会社株主に帰属する当期純利益

(億円)



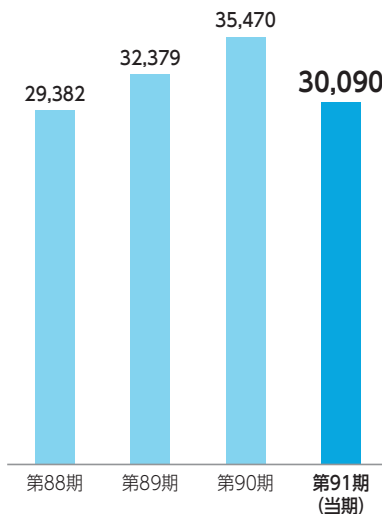
総資産

(億円)



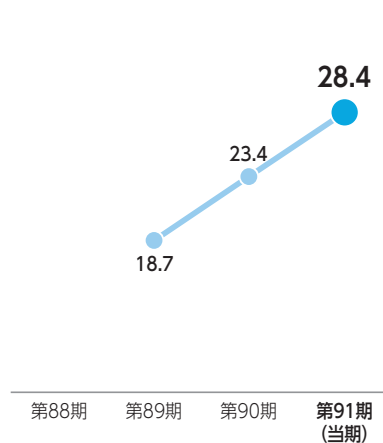
純資産

(億円)



連結配当性向

(%)



(注) 第88期の配当性向については親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため表示しておりません。
第91期については第92回定時株主総会において、期末の剰余金配当議案が原案どおり可決された場合の数値です。

(6)主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	主要製品等	
製鉄事業	条鋼	鋼片、軌条、鋼矢板、H形鋼、その他形鋼、棒鋼、バーインコイル、普通線材、特殊線材
	鋼板	厚板、中板、熱延薄板類、冷延薄板類、ブリキ、ティンフリースチール、亜鉛めっき鋼板、その他金属めっき鋼板、塗装鋼板、冷延電気鋼帯
	鋼管	継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管、冷けん鋼管、めっき鋼管、被覆鋼管
	交通産機品	鉄道車両部品、型鍛造品、鍛造アルミホイール、リターダ、環状圧延品、鍛鋼品
	特殊鋼	ステンレス鋼、機械構造用炭素鋼、構造用合金鋼、ばね鋼、軸受鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼
	鋼材二次製品	スチール・合成セグメント、NS-BOX、メトロデッキ、パンザーマスト、制振鋼板、建築用薄板部材、コラム、溶接材料、ドラム缶、ボルト・ナット・ワッシャー、線材加工製品、油井管付属品、建築・土木建材製品
	銑鉄・鋼塊他	製鋼用銑、鋳物用銑、鋼塊、鉄鋼スラグ製品、セメント、鋳物用コークス
	製鉄事業に付帯する事業	機械・電気・計装関係機器の設計・整備・工事施工、海上運送、港湾運送、陸上運送、荷役、倉庫業、梱包作業、材料試験・分析、作業環境測定、技術情報の調査、施設運営管理、警備保障業、原料決済関連サービス、製鉄所建設エンジニアリング、操業指導、製鉄技術供与、ロール
	その他	チタン展伸材、電力、不動産、サービスその他
エンジニアリング事業	製鉄プラント、産業機械・装置、工業炉、資源循環・環境修復ソリューション、環境プラント、水道工事、エネルギー設備プラント、化学プラント、タンク、陸上・海底配管工事、エネルギー関連ソリューション、海洋構造物加工・工事、土木工事、橋梁加工・工事、鋼管杭打工事、建築総合工事、鉄骨工事、トラス、システム建築製品、免震・制振デバイス	
化学事業	ピッチコークス、ピッチ、ナフタリン、無水フタル酸、カーボンブラック、スチレンモノマー、ビスフェノールA、スチレン系樹脂、エポキシ系樹脂、無接着剤FPC用銅張積層板、液晶ディスプレイ材料、有機EL材料、UV・熱硬化性樹脂材料	
新素材事業	圧延金属箔、半導体用ボンディングワイヤ・マイクロボール、半導体封止材用フィラー、炭素繊維複合材、排気ガス浄化用触媒担体	
システムソリューション事業	コンピュータシステムに関するエンジニアリング・コンサルティング	

(7)主要な工場、研究所、本社・支社・支店及び海外事務所（平成28年3月31日現在）

工場	鹿島製鐵所（鹿嶋市）、君津製鐵所（君津市、東京都板橋区）、名古屋製鐵所（東海市）、和歌山製鐵所（和歌山市、海南市、堺市）、広畑製鐵所（姫路市）、八幡製鐵所（北九州市）、大分製鐵所（大分市、光市）、室蘭製鐵所（室蘭市）、釜石製鐵所（釜石市）、尼崎製造所（尼崎市）、製鋼所（大阪市）、直江津製造所（上越市）
研究所	鉄鋼研究所、先端技術研究所、プロセス研究所 （以上富津市、尼崎市、神栖市） 各技術研究部（室蘭、鹿島、君津、名古屋、広畑、八幡、大分各製鉄所所在地）
本社・支社・支店	本社（東京都千代田区） 大阪支社（大阪市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、新潟支店（新潟市）、北陸支店（富山市）、茨城支店（水戸市）、名古屋支店（名古屋市、東海市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）
海外事務所	欧州事務所（ドイツ）、北京事務所（中国）、上海事務所（中国）、広州事務所（中国）、ドバイ事務所（アラブ首長国連邦） NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL U.S.A., Inc.（米国）、 NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL Empreendimentos Siderurgicos Ltda.（ブラジル）、 NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL Australia Pty. Limited（豪州）、 新日鉄住金諮詢（北京）有限公司（中国）、 PT. NIPPON STEEL AND SUMITOMO METAL INDONESIA（インドネシア）、 NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL Southeast Asia Pte. Ltd.（シンガポール）、 NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL (Thailand) Co., Ltd.（タイ）、 NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL India Private Limited（インド）

（注1）海外事務所には現地法人を含めております。

（注2）主要な子会社及びその所在地は、「(9)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

(8)使用人の状況（平成28年3月31日現在）

①当社グループ

（単位 名）

事業区分	従業員数	
製鉄事業	71,074	[14,304]
エンジニアリング事業	4,954	[468]
化学事業	1,795	[190]
新素材事業	1,321	[291]
システムソリューション事業	5,693	[80]
合 計	84,837	[15,333]

（注1）従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めて記載しております。

（注2）臨時従業員数は、[] 内に当期の平均人員を外数で記載しております。

②当社

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
24,903名 [3,890名]	38.7歳	16.9年

（注1）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めて記載しております。

（注2）臨時従業員数は、[] 内に当期の平均人員を外数で記載しております。

（注3）平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を含まず計算しております。

(9)重要な子会社等の状況 (平成28年3月31日現在)

〔製鉄事業〕

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社]	百万円	%	
東アジア連合鋼鉄(株)（東京都千代田区）	17,217	74.3	日鉄住金鋼鉄和歌山(株)の持株会社
日鉄住金鋼鉄和歌山(株)（和歌山市）	17,217	※100.0	鉄鋼半製品の製造販売
日鉄住金鋼板(株)（東京都中央区）	12,588	100.0	亜鉛鉄板・着色亜鉛鉄板・表面処理鋼板・ 建築材料の製造販売
大阪製鉄(株)（大阪市）	8,769	※60.9	形鋼・棒鋼・鋼片の製造販売
日鐵住金建材(株)（東京都江東区）	5,912	100.0	建築建材・土木建材・着色亜鉛鉄板・製鋼用 パウダーの製造販売
日鉄住金鋼管(株)（東京都千代田区）	5,831	100.0	鋼管の製造販売
日鉄住金テックスエンジ(株)（東京都千代田区）	5,468	100.0	鉄鋼生産設備等の機械・電気計装・システム・ 建設に関するエンジニアリング及び整備、操業
新日鐵住金ステンレス(株)（東京都千代田区）	5,000	100.0	ステンレス鋼の製造販売
日鉄住金物流(株)（東京都中央区）	4,000	100.0	海上運送、陸上運送、倉庫業
日鉄住金SGワイヤ(株)（東京都千代田区）	3,634	100.0	線材加工製品の製造販売
ジオスター(株)（東京都文京区）	3,352	※42.0	土木コンクリート製品・金属製品の製造販売
日鐵住金溶接工業(株)（東京都江東区）	2,100	100.0	溶接材料・溶接機器の製造販売
日鉄住金ドラム(株)（東京都江東区）	1,654	100.0	ドラム缶の製造販売
日鉄住金高炉セメント(株)（北九州市）	1,500	100.0	セメント・鉄鋼スラグ製品・生石灰製品の 製造販売
日鉄住金セメント(株)（室蘭市）	1,500	85.0	セメントの製造販売
日鉄住金ファイナンス(株)（東京都千代田区）	1,000	100.0	金銭の貸付、金銭債権の買取
日鉄住金ステンレス鋼管(株)（古河市）	916	100.0	ステンレス鋼管の製造販売
日鉄住金鋼線(株)（関市）	897	51.0	線材二次加工製品の製造販売
日鉄住金環境(株)（東京都中央区）	500	※84.2	水処理設備等の設計施工・運転・維持管理、 土木工事の設計施工、環境・化学分析
日鉄住金ボルテン(株)（大阪市）	498	85.0	ハイテンションボルト等の製造販売
日鉄住金スチール(株)（和歌山市）	400	100.0	H形鋼の製造販売

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
NIPPON STEEL AND SUMIKIN TUBOS DO BRASIL LTDA. (ブラジル国リオデジャネイロ州)	2,002 百万リアル	% ※100.0	シームレス鋼管の販売
The Siam United Steel (1995) Company Limited (タイ国ラヨン県)	9,000 百万タイバーツ	72.7	冷延鋼板の製造販売
National Pipe Company Limited (サウジアラビア国東部州)	200 百万サウジアール	※51.0	ラインパイプ用鋼管等の製造販売
Standard Steel, LLC (米国ペンシルベニア州)	47 百万米ドル	※100.0	鉄道用車輪・車軸の製造販売
NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL U.S.A., Inc. (米国ニューヨーク州)	40 百万米ドル	100.0	米国を中心とした北米地域における事業会社 への投融資及び情報収集
PT PELAT TIMAH NUSANTARA TBK. (インドネシア国ジャカルタ市)	26 百万米ドル	35.0	ブリキの製造販売
NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL (Thailand) Co., Ltd. (タイ国バンコク都)	718 百万タイバーツ	100.0	タイ国を中心としたアジア地域における 情報収集
WESTERN TUBE & CONDUIT CORPORATION (米国カリフォルニア州)	17 百万米ドル	※96.7	電線管・フェンス管等溶接鋼管の製造販売
NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL Australia Pty. Limited (豪州ニューサウスウェールズ州)	21 百万豪ドル	100.0	豪州における鉱山事業への参画及び情報収集
NIPPON STEEL & SUMIKIN Steel Processing (Thailand) Co., Ltd. (タイ国ラヨン県)	571 百万タイバーツ	※66.5	冷間圧造用鋼線・磨棒鋼の製造販売

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[関連会社]	百万円	%	
合同製鐵(株) (大阪市)	34,896	※15.1	形鋼・軌条・棒鋼・鋼片・線材製品の製造販売
トピー工業(株) (東京都品川区)	20,983	※20.1	形鋼・棒鋼・自動車産業機械部品の製造販売
山陽特殊製鋼(株) (姫路市)	20,182	※14.7	特殊鋼製品の製造販売
共英製鋼(株) (大阪市)	18,515	25.8	棒鋼・形鋼・鋼片の製造販売及び鋼材の加工販売
日鉄住金物産(株) (東京都港区)	12,335	※36.5	鉄鋼・繊維・食糧等各種商品の販売及び輸出入業
新日本電工(株) (東京都中央区)	11,026	※20.9	合金鉄・新素材・化学品・環境システム等の製造販売
日亜鋼業(株) (尼崎市)	10,720	22.6	線材製品・ボルトの製造販売
住友精密工業(株) (尼崎市)	10,311	※40.6	航空宇宙油機・熱交換器・産業環境機器等の製造販売
NSユニテッド海運(株) (東京都千代田区)	10,300	32.8	海運業
ユニプレス(株) (横浜市)	9,972	16.4	自動車部品の製造販売
(株)大阪チタニウムテクノロジーズ (尼崎市)	8,739	23.9	金属チタン・ポリシリコン・チタン及びシリコンの新用途開発品である高機能材料の製造販売
日本コークス工業(株) (東京都江東区)	7,000	21.7	コークスの製造販売、石炭の販売
日本鑄鍛鋼(株) (北九州市)	6,000	42.0	鑄鋼品・鍛鋼品・鋼塊・鋼片等の製造販売
黒崎播磨(株) (北九州市)	5,537	※42.9	耐火物の製造販売、築炉工事
三晃金属工業(株) (東京都港区)	1,980	※16.0	金属屋根・建築材料等の製造・加工・施工・販売
(株)サンウエ (枚方市)	1,513	※34.5	磨棒鋼・冷間圧造用鋼線の製造販売
Usinas Siderúrgicas de Minas Gerais S.A.-USIMINAS (ブラジル国ミナスジェライス州)	12,150 百万レアル	※29.2	鉄鋼製品の製造販売
VALLOUREC & SUMITOMO TUBOS DO BRASIL LTDA. (ブラジル国ミナスジェライス州)	5,376 百万レアル	※40.4	シームレス鋼管等の製造
宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司 (中国上海市)	3,000 百万円	50.0	自動車用鋼板の製造販売
UNIGAL Ltda. (ブラジル国ミナスジェライス州)	584 百万レアル	※30.0	溶融亜鉛めっき鋼板の製造
Companhia Nipo-Brasileira De Pelotizacao (ブラジル国エスピリトサント州)	432 百万レアル	※31.4	ペレット製造設備の保有・リース
広州太平洋馬口鐵有限公司 (中国広東省)	36 百万米ドル	25.0	ブリキの製造販売

〔エンジニアリング事業〕

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社] 新日鉄住金エンジニアリング(株)(東京都品川区)	百万円 15,000	% 100.0	産業機械・装置・鋼構造物等の製造販売、建設工事の請負、廃棄物処理・再生処理事業、電気・ガス・熱等供給事業

〔化学事業〕

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社] 新日鉄住金化学(株)（東京都千代田区）	百万円 5,000	% 100.0	石炭化学製品・石油化学製品・電子材料の製造販売

〔新素材事業〕

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社] 新日鉄住金マテリアルズ(株)(東京都中央区)	百万円 3,000	% 100.0	半導体・電子部品用材料・部材、炭素繊維・複合材、金属加工品の製造販売

〔システムソリューション事業〕

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社] 新日鉄住金ソリューションズ(株)(東京都中央区)	百万円 12,952	% 54.7	コンピュータシステムに関するエンジニアリング・コンサルティング

〔その他〕

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[関連会社] (株)SUMCO（東京都港区）	百万円 138,718	% 18.4	半導体用シリコンウェーハの製造販売

〔注1〕 ※印は子会社保有の株式を含んでおります。

〔注2〕 ジオスター(株)及びPT PELAT TIMAH NUSANTARA TBK.は、持分は100分の50以下ですが、財務諸表等規則に定める基準に照らして子会社としております。

〔注3〕 合同製鐵(株)、山陽特殊製鋼(株)、ユニプレス(株)、三晃金属工業(株)及び(株)SUMCOは、持分は100分の20未満ですが、財務諸表等規則に定める基準に照らして関連会社としております。

(10)主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

（単位 億円）

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	2,731
(株)三菱東京UFJ銀行	2,337
(株)みずほ銀行	2,311
三井住友信託銀行(株)	1,085
明治安田生命保険(株)	1,069

(11)剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の配当等

当社は、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、連結及び単独の財務体質等を勘案しつつ、第2四半期末及び期末の剰余金の配当を実施する方針と致しております。

「業績に応じた利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間20～30%を目安と致します。

なお、第2四半期末の剰余金の配当は、中間期業績及び年度業績見通しを踏まえて判断することとしております。

期末の剰余金の配当につきましては、従前どおり定時株主総会の決議によることとし、これ以外の剰余金の配当・処分等（第2四半期末の剰余金の配当を含む。）につきましては、機動性を確保する観点等から、定款第36条の規定に基づき取締役会の決議によることと致します。

②自己株式の取得

当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、定款第36条の規定に基づき取締役会の決議によることと致します。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することと致しております。

(12)その他

当社は、平成24年4月に、韓国の鉄鋼メーカーであるPOSCO等に対して、当社の方向性電磁鋼板に係る営業秘密を不正に取得しこれを使用していること等を理由に、不正競争防止法等に基づき、損害賠償及び方向性電磁鋼板の製造・販売等の差止め等を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起し、米国においては、当社米国特許を侵害したこと等を理由に、損害賠償及び侵害の差止めを求める民事訴訟を提起しておりました。また、当社は、同年7月に、POSCOから、同社の当社に対する営業秘密侵害を理由とする損害賠償債務は存在しないこと等の確認を求める債務不存在確認訴訟を韓国大邱地方法院において提起されておりました。

このようななか、当社は、平成27年9月30日に、これら3件の訴訟について、POSCOと和解に合意致しました。和解の条件には、POSCOから当社に対する300億円の和解金の支払い、上記3件の訴訟の取下げ等の内容が含まれており、同日、当社は和解金の支払いを受け、上記訴訟はすべて取り下げられました。

なお、上記の東京地方裁判所における訴訟においては、当社は、POSCO等による営業秘密の不正取得・使用等に加担したことを理由に、当社元社員に対しても不正競争防止法等に基づく損害賠償等を求めており、当該元社員に対する訴訟は継続しております。

2. 株式及び新株予約権等に関する事項

(1)株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 2,000,000,000株
- ②発行済株式の総数 950,321,402株（内、自己株式の数 46,713,008株）
- ③株主数 499,195名
- ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	39,879	4.4
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	26,806	3.0
日本生命保険(株)	24,532	2.7
住友商事(株)	18,269	2.0
(株)みずほ銀行	16,299	1.8
(株)三井住友銀行	14,647	1.6
明治安田生命保険(株)	13,960	1.5
(株)三菱東京UFJ銀行	13,655	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	11,676	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口7）	11,346	1.3

（注1）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を控除したうえで計算しております。

（注2）(株)みずほ銀行は、上記以外に当社株式2,235千株（持株比率0.2%）を退職給付信託設定しております。

（注3）(株)三井住友銀行は、上記以外に当社株式6,638千株（持株比率0.7%）を退職給付信託設定しております。

(2)その他株式に関する重要な事項

①単元株式数の変更及び株式の併合について

当社は、平成27年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更致しました。また、同日付で当社株式について10株を1株とする併合を行うとともに、発行可能株式総数についても200億株から20億株に変更致しました。

②自己株式の取得について

当社は、平成28年2月1日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を決議致しました。なお、当該決議に基づき、同年3月31日までに当社普通株式20,341,200株を41,724,347,500円で取得しております。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	40,000,000株（上限）
株式の取得価額の総額	1,000億円（上限）
取得する期間	平成28年2月2日から同年6月7日まで

(3)新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応えて、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えております。

製鉄事業を中核とする当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

経営の健全性の確保にあたっては、当社事業に精通した常勤の監査役と高い識見を有する社外監査役が、当社の会計監査人、内部統制・監査部等と連携し、取締役の職務の執行状況や会社の財産の状況等を日々監査しております。また、当社は、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図るため、企業経営等に関する豊富な経験を有する複数の社外取締役を置いております。

現在、当社の取締役会には、12名の業務執行取締役に加え、業務執行には携わらない2名の社外取締役と7名の監査役（内、社外監査役4名）が出席し、取締役会における多角的かつ十分な検討と意思決定の客観性を確保しております。

4. 会社役員に関する事項

(1)当期末の体制

地位及び氏名	担当又は主な職業（重要な兼職の状況）
代表取締役会長 宗 岡 正 二	
代表取締役社長 進 藤 孝 生	（一般社団法人日本鉄鋼連盟 副会長）
代表取締役副社長 樋 口 眞 哉	営業総括、物流、プロジェクト開発、機材調達、各品種事業、支社・各支店担当 グローバル事業推進に関する事項につき、太田副社長に協力 各海外事務所（現地法人を含む）に関する事項につき、佐久間副社長に協力 （宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司 董事長）
太 田 克 彦	グローバル事業推進本部長 経営企画、関係会社、財務、原料担当 （東アジア連合鋼鐵㈱ 代表取締役社長） （一般社団法人日本鉄源協会 会長）
宮 坂 明 博	技術開発本部長 （一般財団法人金属系材料研究開発センター 理事長）
柳 川 欽 也	知的財産、安全推進、防災推進、技術総括、品質保証、設備・保全技術、製鉄技術、製鋼技術、エネルギー技術、スラグ・セメント事業推進担当 環境に関する事項につき、佐久間副社長に協力 グローバル事業推進に関する事項につき、太田副社長に協力 （一般社団法人日本鉄鋼協会 副会長）
佐久間 総一郎	総務、法務、内部統制・監査、業務プロセス改革推進、人事労政、環境、 各海外事務所（現地法人を含む）担当 グローバル事業推進に関する事項につき、太田副社長に協力 （公益財団法人新日鉄住金文化財団 代表理事）
常務取締役 佐 伯 康 光	薄板事業部長、グローバル事業推進本部上海宝山冷延・CGLプロジェクトリーダー、 グローバル事業推進本部インドC.A.P.L.プロジェクトリーダー 営業総括、物流に関する事項管掌 （日鉄住金鋼板㈱ 取締役） （日鐵住金建材㈱ 取締役） （宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司 董事）
森 信 紳 二	大阪支社長
岩 井 律 哉	鋼管事業部長、グローバル事業推進本部VSBプロジェクトリーダー （日鉄住金鋼管㈱ 取締役）
仲 田 摩 智	交通産機品事業部長 （一般社団法人日本鑄鍛鋼会 会長）
谷 本 進 治	設備・保全技術センター所長 知的財産、安全推進、防災推進、技術総括、品質保証、製鉄技術、製鋼技術、エネルギー技術、 スラグ・セメント事業推進に関する事項管掌 各品種事業に関する事項につき、樋口副社長を補佐 （日鉄住金テックスエンジ㈱ 取締役）

地位及び氏名	担当又は主な職業（重要な兼職の状況）
取締役（社外取締役） 大 塚 陸 毅	東日本旅客鉄道(株) 相談役 （電源開発(株) 社外監査役 JXホールディングス(株) 社外取締役）
藤 崎 一 郎	上智大学 特別招聘教授及び国際戦略顧問 （伊藤忠商事(株) 社外取締役 一般社団法人日米協会 会長）
常任監査役（常勤） 竹 内 豊	
監査役（常勤） 末 続 博 友	
湊 裕 彦	
監査役（社外監査役） 阿 部 紘 武	公認会計士阿部紘武事務所 公認会計士 （コネクシオ(株) 社外監査役 （株）みずほフィナンシャルグループ 社外取締役）
永 易 克 典	（株）三菱東京UFJ銀行 取締役会長 （株）三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役 （三菱自動車工業(株) 社外監査役 キリンホールディングス(株) 社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会 副会長）
大 林 宏	大林法律事務所 弁護士 （大和証券(株) 社外監査役 三菱電機(株) 社外取締役 日本たばこ産業(株) 社外監査役）
牧 野 治 郎	一般社団法人日本損害保険協会 副会長

- (注1) 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。
- (注2) 代表取締役副社長樋口真哉氏は、平成27年5月27日まで一般社団法人日本チタン協会会長に就任しておりました。
- (注3) 社外取締役大塚陸毅氏は、平成27年6月2日まで一般社団法人日本経済団体連合会の副会長に就任しておりました。
- (注4) 社外監査役阿部紘武氏は、平成27年6月17日まで本田技研工業(株)の社外監査役に就任しておりました。
- (注5) 常任監査役竹内豊氏は、当社において財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
- (注6) 社外監査役阿部紘武氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
- (注7) 当社は、社外取締役大塚陸毅氏の兼職先である東日本旅客鉄道(株)と鋼材取引等の関係があります。
- (注8) 当社は、社外監査役阿部紘武氏の兼職先である(株)みずほフィナンシャルグループの子会社である(株)みずほ銀行と資金借入等の関係があります。また、当社は同氏の兼職先であった本田技研工業(株)と鋼材取引等の関係があります。
- (注9) 当社は、社外監査役永易克典氏の兼職先である(株)三菱東京UFJ銀行と資金借入等の関係があります。また当社は、同氏の兼職先である三菱自動車工業(株)と鋼材取引等の関係があります。
- (注10) 当社は、社外監査役大林宏氏の兼職先である三菱電機(株)と鋼材取引等の関係があります。
- (注11) 当社は、社外取締役（大塚陸毅氏及び藤崎一郎氏）並びに社外監査役（阿部紘武氏、永易克典氏、大林宏氏及び牧野治郎氏）の6名全員について、国内の各上場金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2)当期中に辞任した会社役員

平成27年6月24日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって、常任監査役田邊俊秀氏は辞任致しました。

(3)当期に係る報酬等の額

役員区分	人数（名）	報酬等の区分	報酬等の額（円）
取締役	16	報酬	1,071,405,000
内、社外取締役	2	報酬	28,800,000
監査役	8	報酬	200,040,000
内、社外監査役	4	報酬	57,600,000
合 計	24	報酬	1,271,445,000

(注) 上記には、平成27年6月24日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

(4)取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

①方針の内容

当社の取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針は、以下の（i）及び（ii）のとおりです。

（i）取締役

求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

（ii）監査役

役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

なお、上記の方針のもと、取締役の報酬は、月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績連動型としております。また、連結の業績に応じた変動については、当社の連結当期損益及び製鉄セグメント経常損益の前年度実績に基づき、中期経営計画との関係も勘案し、決定することとしております。

②方針の決定方法

取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により、それぞれの月例報酬の額の決定に関する方針を定めております。

③報酬等の額の決定に関する手続き

各取締役の月例報酬の額については、会長、社長及び社長が指名する3名の社外役員からなる「役員人事・報酬会議」での検討を経て、取締役会で決議することとしております。

各監査役の月例報酬の額については、監査役の協議により、決定することとしております。

(5)社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、56頁に記載のとおりです。

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大 塚 陸 毅	同氏は、当期に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、企業経営者としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
取締役	藤 崎 一 郎	同氏は、当期に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、国際情勢・経済等に関する知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	阿 部 紘 武	同氏は、当期に開催された取締役会14回のうち14回に、監査役会16回のうち16回に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において企業会計に精通している公認会計士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	永 易 克 典	同氏は、当期に開催された取締役会14回のうち12回に、監査役会16回のうち14回に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において企業経営者としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	大 林 宏	同氏は、当期に開催された取締役会14回のうち12回に、監査役会16回のうち15回に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において法曹としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	牧 野 治 郎	同氏は、当期に開催された取締役会14回のうち14回に、監査役会16回のうち16回に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において行政・財政等に関する知見・経験も踏まえた発言を行っております。

③報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、57頁に記載のとおりです。

5. 会計監査人に関する事項

(1)氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL U.S.A., Inc.その他一部の子会社は、上記の会計監査人以外の監査法人から監査を受けております。

(2)会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①報酬等の額	135,000,000円
②当社及び当社子会社が支払うべき監査証明業務の対価としての報酬等の額	814,710,000円
③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	838,060,000円

(注1) ①については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。

(注2) 当社は、会計監査人に対して、非監査業務として、海外における会計・税務等に関するアドバイザリー業務等を委託し、その対価を支払っております。

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要

(1)内部統制システムの基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項は、次のとおりです。

当社は、「新日鐵住金グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門（各機能部門）が全社横断的観点から規程等を整備し、各部門に周知するとともに、各部門におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要に対応を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経常予算、設備予算、投融資、技術開発等に関するそれぞれの全社委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

内部統制・監査部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。さらに、これらの内容については、リスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議及び取締役会に報告する。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「新日鐵住金グループ企業理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。各主管部門は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制・監査部長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の

連結経営上又は各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

7. 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制・監査部長は、監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行うなど、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、事務局員を配置する。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、監査事務に必要な人員を専任配置し、監査役の指示の下で業務を行う。事務局員の人事異動・評価等について、人事労政部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

(2)運用状況の概要

①運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制企画及び内部監査を担当する内部統制・監査部（専任12名、兼務21名）並びに各分野毎のリスク管理を担当する機能部門（約660名）を設置しております。また、当社各部門・グループ会社における自律的内部統制活動の企画・推進を担当するリスクマネジメント担当者（当社約150名）並びにリスクマネジメント責任者等（グループ会社約550名）を配置しております。

この体制のもと、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

②具体的な運用状況

1) 内部統制計画

当社は、法令改正や経営環境の変化等を踏まえ、毎年3月に当社グループ全体の内部統制年度計画を策定しております。この計画には、基本方針、安全・環境・防災・品質等の機能別計画、内部監査計画及び教育計画が含まれています。これを踏まえ、当社各部門・グループ会社は、各々の年度計画を策定致します。

2) 自律的内部統制活動

年度計画に従い、当社各部門・グループ会社は、業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しております。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育並びに自主点検・第三者モニタリングの実行及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害又は法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに内部統制・監査部に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制・監査部が集約し、当社グループ内で共有するとともに、当社各部門・グループ会社が類似リスクの点検を実施しております。

3) 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリスト等の書面による内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部統制・監査部及び各機能部門が実施しております。

また、当社は、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族、取引先社員等が利用できる内部通報・相談窓口を設置し運用するとともに、当社及び主要グループ会社において、内部統制に関する社員意識調査アンケートを実施しております。

4) 評価・改善

内部統制・監査部及び各機能部門は、内部統制システムの運用状況を、四半期毎に開催するリスクマネジメント委員会のほか経営会議及び取締役会に報告するとともに、これを四半期毎に開催するリスクマネジメント担当者・責任者会議において各部門・グループ会社とも共有しております。

また、内部統制・監査部は、内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめたうえで、これをリスクマネジメント委員会、経営会議及び取締役会に報告しております。

当社は、これらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制計画に反映しております。

5) 教育・啓発

当社は、新入社員から経営幹部までを対象とした階層別研修等に内部統制に関する講座を設定し、当社及びグループ会社役職員の教育を実施しております。また、内部統制・監査部と当社各部門・グループ会社との対話を通じた内部統制の考え方や職場風土の改善等に関する啓発にも積極的に取り組んでおります。

6) 監査役・会計監査人との連携

内部統制・監査部は、監査役に対し、四半期毎に、内部統制の状況を報告しております。また、監査役が同席するリスクマネジメント委員会においても、報告及び意見交換を行っております。また、監査役事務局とも毎月連絡会を実施するなど、情報共有と連携に努めております。会計監査人との間ではリスクマネジメント委員会の運営状況や財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的に、報告及び意見交換を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

●当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを企業理念に掲げ、この理念に基づき経営戦略を立案・遂行し、競争力・収益力を向上させることにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指しております。

この企業理念・経営戦略が当社株式の大量買付け行為等によってゆがめられ、当社の存立・発展が阻害されるおそれが生じるなど、企業価値が毀損され、ひいては株主共同の利益が損なわれることのないよう、当社は、必要な措置を講じることと致しております。

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案（以下、「買収提案」といいます。）がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。他方で、買収提案の中には、当社の企業価値や株主共同の利益に対し明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要することとなるおそれのあるもの等が含まれる可能性があると考えております。

従って、当社は、第三者から買収提案がなされた場合に株主の皆様へこのような不利益が生じることがないように、明確かつ透明性の高いルールを備え置き、実際に買収提案がなされた場合には、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間をもって適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう環境を整えることが当社取締役会の責務であると考え、『株式の大量買付けに関する適正ルール』（以下、「適正ルール」といいます。）を導入しております。

●基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、株主共同の利益の確保・向上を目的に、適正ルールを平成18年3月に取締役会決議をもって導入し、その後、数度の改定・更新を経て現在に至っております。現行の適正ルールの概要は以下の(1)から(3)のとおりです。

(1) 買収提案者による必要情報の提出と取締役会における検討等

当社取締役会は、当社の株券等を議決権割合で15%以上取得しようとする者（以下、「買収提案者」といいます。）から適正ルールに定める情報（以下、「必要情報」といいます。）がすべて提出された場合、当該買収提案者からの買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するか否かを検討致します（検討期間は原則12週間）。

(2) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、原則として、上記検討期間の満了後、買収提案を受け入れるか否かを株主の皆様へ御判断いただくため、新株予約権の無償割当て（買収提案者に対する措置の発動）の必要性・賛否に関する株主意思の確認手続きを、書面投票又は株主意思確認総会により行います。

ただし、当社取締役会が必要情報を検討した結果、買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きには進まず、また、新株予約権の無償割当ても行われません。

(3) 新株予約権の無償割当てがなされる場合

適正ルールに基づく新株予約権の無償割当ては、ア) 株主意思の確認手続きにおいて、株主の皆様が新株予約権の無償割当てに賛同された場合、イ) 買収提案者が裁判例において悪質・濫用的であると例示されたグリーンメイラー等の4類型のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと取締役会が判断した場合、又はウ) 買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視したと取締役会が判断した場合に限られます。

(今般の見直しについて)

当社は、この適正ルール導入から10年が経過したこと等を踏まえ、平成28年3月の取締役会において、主に下記の3点について適正ルールの見直しを行うことを決議し、同年4月の取締役会において、新たな適正ルール（以下、「新ルール」といいます。）の具体案を整えたうえで、新ルールについて株主の皆様にご承認をいただくべく、第92回定時株主総会にお諮りすることと致しました。

- ① 適正ルールの導入・更新等について株主意思の確認を行う仕組みに変更する。
- ② 新たに「独立委員会」を設置し、適正ルール無視の場合等、例外的に取締役会決議のみで発動される場合の手続きを変更する。
- ③ 適正ルールの有効期間を6年から3年に短縮する。

なお、当社の適正ルールは、当社ウェブサイトに掲載しております。新ルールにつきまして、18頁から30頁を御覧ください（第92回定時株主総会において、新ルールが承認された後は、当社ウェブサイトにてこれを掲載致します。）。

●上記取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

適正ルールは、買収提案がなされた場合に、新株予約権の無償割当ての必要性を、株主の皆様に必要な情報と相当な検討期間をもって御判断いただくためのルール及び手続きを定めたものです。適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様にご委ねることにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る目的のものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであると判断しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,990,072	流動負債	1,614,918
現金及び預金	85,365	支払手形及び買掛金	589,319
受取手形及び売掛金	523,207	短期借入金	400,386
有価証券	525	1年内償還予定の社債	50,000
たな卸資産	1,110,901	リース債務	3,498
繰延税金資産	56,004	未払金	332,587
その他	214,635	未払法人税等	25,342
貸倒引当金	△567	工事損失引当金	2,124
		その他	211,658
固定資産	4,434,970	固定負債	1,801,049
有形固定資産	2,579,240	社債	335,683
建物及び構築物 (純額)	682,187	長期借入金	1,209,116
機械装置及び 運搬具(純額)	1,028,856	リース債務	8,378
工具、器具及び 備品(純額)	42,684	繰延税金負債	42,818
土地	592,596	土地再評価に係る 繰延税金負債	8,904
リース資産(純額)	8,997	役員退職慰労引当金	4,805
建設仮勘定	223,916	退職給付に係る負債	128,837
		その他	62,504
無形固定資産	87,680	負債合計	3,415,968
特許権及び利用権	6,222	純資産の部	
ソフトウェア	39,413	株主資本	2,552,512
のれん	41,756	資本金	419,524
リース資産	288	資本剰余金	383,010
投資その他の資産	1,768,049	利益剰余金	1,837,919
投資有価証券	592,402	自己株式	△87,942
関係会社株式	979,879	その他の包括利益累計額	221,310
長期貸付金	41,909	その他有価証券 評価差額金	171,378
退職給付に係る資産	58,708	繰延ヘッジ損益	△10,883
繰延税金資産	51,959	土地再評価差額金	3,025
その他	45,698	為替換算調整勘定	14,652
貸倒引当金	△2,508	退職給付に係る 調整累計額	43,136
資産合計	6,425,043	非支配株主持分	235,252
		純資産合計	3,009,075
		負債純資産合計	6,425,043

■ 連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,907,429
売上原価		4,288,386
売上総利益		619,043
販売費及び一般管理費		451,312
営業利益		167,731
営業外収益		
受取利息	5,700	
受取配当金	17,811	
持分法による投資利益	44,181	
その他	40,039	107,732
営業外費用		
支払利息	20,110	
その他	54,424	74,534
経常利益		200,929
特別利益		
関係会社株式売却益	32,650	
受取和解金	30,000	62,650
特別損失		
減損損失	13,712	
設備休止関連損失	19,088	32,801
税金等調整前当期純利益		230,778
法人税、住民税及び事業税	48,593	
法人税等調整額	30,638	79,232
当期純利益		151,546
非支配株主に帰属する当期純利益		6,127
親会社株主に帰属する当期純利益		145,419

(御参考1) 連結キャッシュ・フロー計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	562,956
投資活動によるキャッシュ・フロー	△242,204
財務活動によるキャッシュ・フロー	△337,555
その他	△10,688
現金及び現金同等物の増減額	△27,491
現金及び現金同等物の期首残高	112,994
連結範囲の変動による増減額	△299
現金及び現金同等物の期末残高	85,203

(御参考2) セグメント情報 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	報告セグメント					合計	調整額	連結合計
	製鉄	エンジニアリング	化学	新素材	システムソリューション			
売上高								
外部顧客への売上高	4,241,521	288,088	176,360	36,280	165,178	4,907,429	—	4,907,429
セグメント間の内部売上高又は振替高	42,402	27,639	5,463	—	53,762	129,267	△129,267	—
計	4,283,923	315,727	181,823	36,280	218,941	5,036,697	△129,267	4,907,429
セグメント利益<経常利益>	160,088	12,163	1,093	3,073	19,493	195,912	5,017	200,929
セグメント資産	5,862,481	254,243	146,620	30,498	175,767	6,469,611	△44,568	6,425,043
セグメント負債<有利子負債>	1,997,699	3,347	9,087	10,671	1,463	2,022,270	△15,207	2,007,063
減価償却費	298,280	2,819	5,441	2,457	3,942	312,940	△4,664	308,276
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	289,190	3,676	8,755	1,663	4,715	308,001	△3,358	304,643

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,128,464	流動負債	1,478,612
現金及び預金	25,003	買掛金	288,057
売掛金	109,705	短期借入金	389,738
製品	125,412	1年内償還予定の社債	50,000
半製品	233,630	リース債務	1,826
仕掛品	3,935	未払金	392,730
原材料	178,560	未払費用	32,595
貯蔵品	212,711	未払法人税等	2,229
前払金	36,854	前受金	1,032
前払費用	21,876	預り金	308,815
繰延税金資産	23,600	その他	11,586
未収入金	153,453	固定負債	1,606,403
その他	3,975	社債	335,683
貸倒引当金	△254	長期借入金	1,134,647
固定資産	3,816,203	リース債務	3,106
有形固定資産	1,822,624	退職給付引当金	76,825
建物（純額）	288,232	その他	56,141
構築物（純額）	179,630	負債合計	3,085,016
機械及び装置（純額）	777,531	純資産の部	
車両運搬具（純額）	2,095	株主資本	1,721,669
工具、器具及び備品（純額）	18,540	資本金	419,524
土地	436,300	資本剰余金	383,264
リース資産（純額）	2,580	資本準備金	111,532
建設仮勘定	117,712	その他資本剰余金	271,732
無形固定資産	65,074	利益剰余金	1,002,686
特許権及び利用権	672	その他利益剰余金	1,002,686
ソフトウェア	30,530	特別償却準備金	433
のれん	33,696	投資損失準備金	24
リース資産	174	固定資産圧縮積立金	67,985
投資その他の資産	1,928,504	特定災害防止準備金	44
投資有価証券	533,319	繰越利益剰余金	934,197
関係会社株式	1,078,672	自己株式	△83,806
関係会社出資金	114,013	自己株式	△83,806
長期貸付金	41	評価・換算差額等	137,981
関係会社長期貸付金	146,475	その他有価証券	142,739
長期前払費用	34,136	評価差額金	
繰延税金資産	3,800	繰延ヘッジ損益	△4,757
その他	23,776	純資産合計	1,859,650
貸倒引当金	△5,729	負債純資産合計	4,944,667
資産合計	4,944,667		

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,160,787
売上原価		2,872,424
売上総利益		288,362
販売費及び一般管理費		232,154
営業利益		56,207
営業外収益		
受取利息及び配当金	57,639	
その他	31,246	88,886
営業外費用		
支払利息	19,758	
その他	37,378	57,137
経常利益		87,956
特別利益		
関係会社株式売却益	24,666	
受取和解金	30,000	54,666
特別損失		
設備休止関連損失	17,531	
関係会社株式評価損	9,554	27,086
税引前当期純利益		115,536
法人税、住民税及び事業税	3,800	
法人税等調整額	28,000	31,800
当期純利益		83,736

招集御通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

新日鐵住金株式会社
代表取締役社長 進藤 孝生 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日鐵住金株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日鐵住金株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

新日鐵住金株式会社
代表取締役社長 進藤 孝生 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 蓮 見 貴 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日鐵住金株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集御通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査役会監査報告書

謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況及び経営計画諸施策の推進状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要文書を閲覧し、本社、製鉄所等において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明致しました。財務報告に係る内部統制については、この他、有限責任あずさ監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

新日鐵住金株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	竹内 豊	㊟
監査役（常勤）	末続 博友	㊟
監査役（常勤）	湊 裕彦	㊟
監査役（社外監査役）	阿部 紘武	㊟
監査役（社外監査役）	永易 克典	㊟
監査役（社外監査役）	大林 宏	㊟
監査役（社外監査役）	牧野 治郎	㊟

以上

[illegible]



Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

新日鐵住金グループ企業理念

基本理念

新日鐵住金グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献します。

経営理念

1. 信用・信頼を大切にするグループであり続けます。
2. 社会に役立つ製品・サービスを提供し、お客様とともに発展します。
3. 常に世界最高の技術とものづくりの力を追求します。
4. 変化を先取りし、自らの変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。
5. 人を育て活かし、活力溢れるグループを築きます。

株式事務の取扱いについて

事業年度の末日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年6月下旬
同基準日	定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録の議決権を有する株主とします。
剰余金の配当基準日	毎年3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができます。
電子公告を掲載するウェブサイト	http://www.nssmc.com/
定款及び株式取扱規程	当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に掲載しています。
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
同事務取扱所 (郵便物送付先・電話照会先)	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 当社株主様専用ダイヤル 0120-785-401 (フリーダイヤル) 株主名簿管理人代表電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

●住所変更、単元未満株式の買取り・買増しのお申出先

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

●未払配当金の支払い

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

●単元未満株式の買取り・買増しに係る手数料

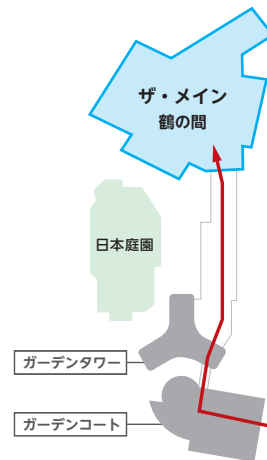
別途定める金額（当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に掲載していますので御参照ください。）

第92回定時株主総会会場御案内

平成28年6月24日（金曜日）午前10時開催・午前9時開場

会場 ホテルニューオータニ鶴の間（ザ・メイン宴会場階（本館1階））

東京都千代田区紀尾井町4番1号 電話 03-3265-1111（代表）



宴会場階 会場までの経路

※ザ・メイン「1階」とガーデンタワー・ガーデンコート「5階」が同じフロアになります。

本年より、当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

当日御来場の際は、ザ・メイン宴会場階入口（本館1階）又はガーデンコート入口を御利用ください。

会場までの御案内

JR中央・総武線	四ツ谷駅	麹町口・赤坂口	から徒歩10分
東京メトロ丸ノ内線／南北線	四ツ谷駅	出口1（赤坂方面改札）	から徒歩10分
東京メトロ有楽町線	麹町駅	出口2	から徒歩10分
東京メトロ半蔵門線	永田町駅	出口7	から徒歩10分
東京メトロ丸ノ内線／銀座線	赤坂見附駅	出口D（紀尾井町方面）	から徒歩10分

お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車での御来場は御遠慮ください。
2. 大きなお手荷物や傘等は、会場内にお持ち込みいただけませんので、クロークにお預けください。

しん にっ てつ すみ きん

新日鐵住金株式会社

〒100-8071 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

電話 03-6867-4111（代表）

ウェブサイト <http://www.nssmc.com/>



環境に優しい「植物油インキ」を使用しています。

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。